

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 28 年 8 月 24 日 (水)	開 議	午後 0 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 2 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	千葉委員長、石田・高橋（克幸）・中村（誠吾）・川畑・前田 各委員		
説明員	市長、副市長、建設部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村誠吾委員、前田委員を御指名いたします。

これより、副委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は、指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、委員長において指名いたしたいと思  
います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、副委員長に川畑委員を御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人と決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、副委員長は川畑委員と決しました。

( 副委員長就任挨拶 )

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 03 分

再開 午後 0 時 59 分

○委員長

再開に先立ちましてお知らせいたします。

休憩前に行われました当委員会におきまして、川畑委員が副委員長に選出されておりますことを、御報告いたし  
ます。

また、所属委員に変更がございますので、お知らせいたします。

林下委員が中村誠吾委員に交代しております。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者から報告の申し出がありますので、これを許します。

「平成 28 年度小樽市共同企業体除雪業務の入札について」

○(建設) 庶務課長

平成 28 年度小樽市共同企業体除雪業務の入札について報告いたします。

まず、平成 28 年度小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請書提出要領案については、昨年度当初の要領から  
の主な変更点は 3 点ございます。

一つ目は共同企業体の構成員ですが、地域総合除雪業務等については 3 社以上とし、雪処理場等管理業務につい

ては 2 社以上とすること。

二つ目は下請の制限ですが、共同企業体の構成員による他の共同企業体の「除雪工」又は「排雪工」に関する業務の受託を禁止すること。

三つ目は雇用関係の確認ですが、「除雪機械運転手」及び「技術者」に関して、適正な雇用関係を確認するため、共同企業体の構成員とこれらの者の雇用関係を示す書類の提出を求めています。

2 枚目の別紙 1 に昨年度当初の要領と平成 28 年度の変更点を比較した表がありますので、具体的な変更内容について、この表を使用して説明いたします。

最初に、「2 構成できる共同企業体数」ですが、表のとおり平成 28 年度の欄の二重線の部分、「また、共同企業体の構成員となった企業は、他の共同企業体の「除雪工」又は「排雪工」に関する業務を受託することはできません。」を追加しております。

次に、「3 競争入札等参加申請に必要な要件」の（2）除雪機械所有に関する事項ですが、文言の整理として二重線のとおり変更するものです。

次に、同じ項目の（4）構成員に関する事項ですが、二重線の部分は、「構成員は、地域総合除雪業務等については 3 社以上とし、雪処理場管理業務については 2 社以上とすること」に変更しています。

次に、「8 提出書類」（2）構成員関係ですが、雇用関係を確認するための書類の提出について、二重線の部分を追加しています。

最後に同じ項目の技術者名簿の記載ですが、昨年度までは業務処理責任者の記載を求めておりましたが、共同企業体の指示は業務主任又は副業務主任を窓口とすることから業務処理責任者の配置は求めますが、氏名の記載は要しないこととし、平成 28 年度は削っています。

なお、参考までに昨年度当初の要領を添えておりますので、ごらんいただければと思います。

1 枚目に戻りまして、今後の主な日程ですが、こちらも昨年度当初の業者説明会と比較する表となっておりますが、業者説明会は 8 月 31 日、共同企業体参加受付は 9 月 1 日から 16 日まで、共同企業体決定通知は 10 月上旬、入札日は 10 月 27 日と、それぞれ予定しております。

## ○委員長

「排雪について」

## ○（建設）雪対策課長

地域総合除雪の排雪につきまして、配付しております資料に沿って排雪の考え方と排雪の協議について報告いたします。

最初に、排雪の考え方についてですが、排雪作業は、従来からのプロセスであります本市職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、必要があれば、かき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上除雪による対応が困難になった時点で、必要な箇所の排雪作業を行います。

なお、排雪作業に際し、必要な箇所を面的に排雪するのではなく、必要な時期に必要な箇所の排雪を行います。具体的には、排雪作業を実施する箇所周辺にあるほかの排雪路線について、その時点で除雪対応が可能である場合は、その時点では排雪作業を行いません。

次に、排雪の協議についてですが、地域総合除雪の排雪作業に際し、地域総合除雪業者の皆様には先ほど説明しました市の考え方を伝えるとともに、排雪作業で行き違いが起らないように、しっかりと協議を行っていきたくと考えております。

具体的には、丸で囲った数字の順番のとおり、①地域総合除雪共同企業体から排雪箇所について、位置、時期、理由を記載した協議簿を除雪対策本部が受領した後、②除雪対策本部が現地を確認し、③排雪箇所や方法について共同企業体と協議を行います。④そこで共同企業体が排雪作業について作業の実施工程を作成し、除雪対策本部が

その内容を確認いたします。⑤その後、共同企業体が排雪作業を行い、⑥除雪対策本部が排雪後の現地確認を行う、この手順で排雪を進めてまいります。

○委員長

「貸出ダンプ制度の検討について」

○（建設）庶務課長

貸出ダンプ制度の検討について報告いたします。

第 2 回定例会の建設常任委員会でも貸出ダンプ制度の検討状況について報告していますが、その中の課題の対応について、課題として提起した区分に合わせ、配付資料に基づいて説明をいたします。

課題の対応としては、平成 28 年度で行うものと平成 29 年度以降に行うものに区分し、表記しています。

課題の一つ目、抽選による利用日の決定と利用回数については、平成 28 年度は、雪堆積場の受け入れ量の管理のため、1 日の利用団体数の制限が必要であり、今後も抽選を行う。利用回数については、平成 28 年度は 2 回を上限とする。この 2 点につきましては、これまでどおりとなっております。

利用日の上限を 5 日から 3 日に変更するとしていますが、短期間の利用によって貸出ダンプの有効活用を図ることや利用者のほとんどが 3 日以内という状況にあるためであります。

平成 29 年度以降に行うものとしては、他都市事例の収集を行い、実施回数の検討を継続する。

貸出ダンプの利用の申し込みを現在、業者による申し込みも可としておりますが、利用団体において制度を利用する道路をしっかりと認識してもらうことや、制度そのものを十分理解した上で利用していただくため、利用団体からの申し込みとするものです。

なお、平成 28 年度から利用団体にお知らせしてまいりたいと考えています。

課題の二つ目、対象となる道路の拡大と地域総合除雪との重複については、平成 28 年度は、集合住宅の通路等及び日常の除雪における駐車場等の雪堆積場の排雪については、この制度で対象としていない駐車場の雪などの道路以外の雪が排雪している疑いがあることから特例を廃止し、貸出ダンプ制度のご利用の手引の見直しを行い、対象となる道路について明確化するものです。

なお、生活道路として利用している通り抜けができない道路については、これまでどおり対象としたいと考えております。

対象となる道路の幅員は、原則おおむね 4 メートル以上としていましたが、過去から利用されている中には 4 メートル未満の道路もあるため、利用実態に制度を合わせることにするため、積み込み業者が市に登録した積み込み機械が作業できる幅員があることに見直しを行いたいと考えております。

平成 29 年度以降に行うものとしては、排雪 2 種路線を対象外とする方向で地域総合除雪との重複となっている課題の整理、排雪範囲を道路のみとし、排雪幅を 8 メートルまでとする。それ以上の路肩や民地ののり面などの雪は対象外とするという考えでございます。

なお、平成 28 年度から利用団体にお知らせしてまいりたいと考えております。

課題の三つ目は、ダンプトラックの配車方法等についてですが、平成 28 年度は配車方法については、基本的に昨年度と同様に、積み込み機械と同じ組合のダンプトラックの配車を行うというふうに考えております。

ダンプトラックの配車の際、緑ナンバートラックを優先するよう組合に指導を行う。

組合で貸出ダンプの対象範囲の遵守、適切な運搬量や運搬速度などを各トラック業者に指導できる体制を確立させる。さらに、ダンプトラック運転手個々にも市の業務であることを再認識させ、積み込み業者の作業の不正をさせない取り組みを組合により行うことを考えております。

平成 29 年度以降に行うものとしては、積み込み機械とダンプトラックが同じ組合であることにより、道路以外の作業を行うことやダンプトラックへの積み込み量不足などの不誠実な行為の防止、また、ダンプトラックの有効活

用を図るため、市による配車に向けて検討を行いたいと考えております。

**○委員長**

これより、質問に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、民進党、石田委員の順といたします。

自民党。

---

**○前田委員**

**◎平成 28 年度小樽市共同企業体除雪業務の入札について**

それでは、報告の順にお聞きをしていきたいと思えます。

まず平成 28 年度小樽市共同企業体除雪業務の入札についてです。報告では、昨年と同じ入札参加申請の要件である構成員は 3 社以上とのことではありますが、この 3 社以上ということに決するまでの経緯というか議論についてお聞かせいただきたいと思えます。

**○（建設）雪対策課長**

J V 構成員につきましては、これまでの議会でも報告していますとおり、大雪で作業が遅れたときなどには共同企業体の中でお互いの業務を補完することができる。また、多くの業者が除排雪作業の経験を積み重ね、切磋琢磨することで技術力が向上することにより、将来にわたり持続可能な本市の除排雪体制を構築することができるということで、より多くの業者の皆様に参加していただきたいと市では考えておりました。このほかに、昨年度に関しましては、除雪業務が若干規定時間内に終わらないなどの分析もできておまして、このことも含めて、多くの業者の皆様に参加していただきたいという市の考えがございました。

それとは別に、地域総合除雪の参加要件でございます市の道路除雪に登録しております業者の皆様に参加意向を確認したところ、27 社の業者の皆様が参加意向を示したということで、その中では 1 ステーション当たりの共同企業体の構成員数は 3 社以上にすることは可能であるが 4 社以上にすることは困難な状況であったことから、より多くの業者が参加していただける 3 社以上といたしました。

**○前田委員**

業者から意見というか要望を聞き取り調査するというようなことだったのですけれども、業者からはどのような意見が出ていたのでしょうか。

**○（建設）雪対策課長**

7 月 12 日に道路除雪に登録のある業者の皆様、39 社登録しているのですが、1 社営業活動を行っていないということで、38 社に声をかけまして、面接形式でこの意向確認を行いました。不参加の会社もあるのですが、不参加の会社につきましては、後ほどファクスや電話で意向確認を行ったという形で、まず地域総合除雪に参加する意向という形では 27 社聞いております。そのほかに J V に関する意見ということに関しましては、今年の 4 月に昨年度の地域総合除雪に参加した共同企業体の皆様から意見を聞いております。

**○前田委員**

意見を聞いたのですがすけれども、要約すると、3 社以上でお願いしたいという業者がいたのか、2 社以上でお願いしたいという業者もいたのか、このようなことを含めて具体的にお聞かせください。

**○（建設）雪対策課長**

4 月に行いました昨年度の地域総合除雪共同企業体に参加した皆様の意見といたしましては、「3 社で除雪をしても除雪が間に合わなかったことがない」若しくは「業者を増やすと採算割れの懸念がある」などの意見が出されました。

○前田委員

そういう意見を受けてどのように酌んだのですか。

○（建設）雪対策課長

皆様の意見も考慮しましたが、市の考え方としては、まずはより多くの業者に参加していただきたいということを考えております。

また、その中で今回 3 社と決めましたのは、27 社が入札への参加意向があったということでございますので、その中で最大限の J V の構成員数が 3 社と割り出したものでございます。

○前田委員

小樽建設事業協会からも要望書が寄せられており、その中に構成員は 2 社以上でお願いしたいというような文面もあるわけですが、業者は、採算割れとか、それが一番大事なことだと思います。そういうことで 2 社以上を 4 社以上にして、それで業者が集まらなくて 3 社に戻した、こういう経緯なのです。

それで、繰り返しになるのですけれども、なぜ 2 社以上はだめで 4 社以上がよくて 3 社が最もよいのか、この点について採算うんぬんを含めて、説明してください。この要望書を出されている小樽建設事業協会の方が理解とか納得できるような答弁をしていただきたいのです。

○（建設）雪対策課長

小樽建設事業協会から要望書が出されておまして、その中には 2 社以上とすることを要望するという項目もございました。市といたしましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、多くの企業に参加していただきたいということがまず第一にあります。

その次に、入札への参加意向を確認したところ 27 社の参加意向があったということで、その中で最大できるところが 3 社であったということでございます。それに加えまして昨年度の実績になりますが、昨年度から 6 ステーション体制から 7 ステーション体制に変更したのでございますが、その中でも 3 社の確保が可能であったということも含めまして、J V の構成員数を 3 社にするというふうに決めたものでございます。

○委員長

前田委員から採算についてという質問もあったのですが、その辺はいかがですか。

○（建設）雪対策課長

採算面につきましては、降雪状況によって当然、雪が多く降って多く作業ができれば採算面が向上することもございますし、昨年度のように少雪の場合であれば、採算が若しくは合わないということがあるかもしれませんが、2 社でなければ採算が合わないというふうに我々のほうは考えてはおりません。

○前田委員

採算のところなのですけれども、シミュレーションというか試算をしているのだろうと思うのですけれども、平成 27 年度は実態としてどうだったのですか。企業、構成員はどのような状況下にあったと分析されておられますか。

○建設部安田次長

今の採算割れの話ですが、企業又は要望書で出された、また、御意見をいただいている部分につきましては、4 社で構成をするときに 4 社では採算割れが出るという話で聞いております。ですから、2 社でないと採算がもたないという意見はまだ私どもも聞いていないところです。また、3 社、4 社で採算割れをするかしないかをこちらのほうで判断してこのような議論になっているわけではないと思っております。いずれにしても、昨年で実績として 3 社以上で作業が行われ、ある程度の作業が可能だったという実績も踏まえまして、作業としては 3 社以上ということで今年度は提案をさせていただいているところです。

○前田委員

それで、下請の制限についてということで報告があったのですけれども、まず平成 27 年度の実態についてお聞か

してください。

○（建設）雪対策課長

平成 27 年度の下請の実態ということでございますが、平成 27 年度は 1 ステーションから 7 ステーションまで七つの共同企業体が地域総合除雪を行いました。そのうちの第 2 ステーションと第 4 ステーションのみ下請は採用しておりません。そのほかの五つのステーションに関しましては、下請に作業を行っていただいているという状況でございます。

○前田委員

それで、制限を設けるということですが、下請業者からの聞き取り調査みたいなことは行ったのですか。

○（建設）雪対策課長

特に今回に際しまして、下請業者の皆様から意見を聞いたということはございません。

○前田委員

聞いていないということでもありますからこれ以上聞きようがないのですけれども、市がこの制限を設けることで除雪に関してどのようなメリットが出てくるのですか。

○（建設）雪対策課長

今回、下請について制限を設けさせていただいているのは、地域総合除雪の共同企業体の構成員がほかの共同企業体の下請になることのみ制限させていただいております。その意図といたしましては、今回、平成 27 年度の新雪除雪等を分析しましたところ、除雪が規定時間内に終わっていないという状況もございましたので、地域総合除雪の共同企業体の皆様につきましては、自分の共同企業体の作業に専念していただきたいということで制限しております。地域総合除雪の共同企業体に入っていないそのほかの下請に関しましては、昨年度と変更はございません。

○前田委員

専念してもらいたいというのは当然のことなのですけれども、A ステーションなら A ステーションでショベルは何台、何は何台と、機種というか、その台数は決まっているのでしょうか。そうすると、下請の人たちは、そういう機種の部分で余力があるから受けているわけで、専念してほしいといたら、そこへ機械か何かの台数を増やして入って収入を得ることはできるのですか。

○（建設）雪対策課長

必要な機械の台数でございますが、まず構成員が必要な機械を用意する、その中で除雪作業として足りない部分で下請が入ってくるという状況が考えられますが、今回、平成 27 年度の構成員と下請以外にも道路除雪に登録している業者の皆様がございますので、どうしても力をかりたいということであれば、その方々の力をかりることも可能だというふうに考えております。

○前田委員

力をかりることがシステム上可能だということですが、そうすると 1 台が 2 台になると料金も 2 分の 1 ということになるのでしょうか。増えた分、除雪費が追加されるとか、そんなことではないのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪に関しては、作業した分に対しての利用料金支払ということになりますので、その中の最低何台必要だというのは市でも示しますが、何台体制でやるとかというようなマネジメントに関する部分につきましては、共同企業体の中で考えていただくことと認識しております。

○前田委員

考えていただくことはいいのですが、ただ余力をそこへ全部入れると、やはり採算面で原価割れしてくるということも考えられるわけですが、いかがですか。

○建設部安田次長

まず、前田委員から御指摘いただきました一つの地域での必要台数の話ですが、市からは、最低の基準として、これ以上の台数を用意してくれと示しています。ですから、7台、8台という数字を示していますが、実際、作業をしているのは十数台の部分の機械となりますので、そういう面で市のほうで上限を設けているという意味ではございません。ほかの一つのJV、一つの地域のところに全勢力を用いた場合、その分の費用はどのようになるのだという質問につきましては、作業量といいますか、機械損料とか費用、燃料、人件費という形の中でお支払していますので、機械が1台セットされれば幾らというわけではなくて、作業量に応じて市がお支払をしているという形になりますので、全体量の何台を持ってきたということでの採算割れという部分については、今、雪対策課長が答弁しましたマネジメントということになりますので、そういう部分で自分の地域に専念していただいて、自分の機械でマネジメントをして仕事をしていただくという形になろうかと思えます。

○前田委員

だから、その下請をしていた人たちが機械の持って行き場がないということになると、経営上やはり困ることになってくるのではないのかと私はこの制限を見て思ったのです。余力を1点に集中すると仕事は早く終わるかもしれないけれども、機械も増えるし人件費も増えるということで原価割れしてくるのかということになるので、ほかの仕事があればいいのだろうけれども、ないとするならば機械を遊ばせておかなければならないということになるので、その点を考慮して考えられた制限なのかということをお聞きしたかったわけです。いかがですか。

○（建設）雪対策課長

今回のこの下請の制限につきましては、規定時間内の作業が大幅に遅れているところがございますので、まずはその作業に専念していただくということを第一に考えてこういうふうにいたしました。

○委員長

前田委員の質問は、今まで下請にしていた方たちが用意した機械や人員が要らなくなってしまうので、それに対してはどうなのだという質問でしょうか。

○前田委員

行き場なくなるのではないかと。

○建設部安田次長

除雪そのものだけではなくて、排雪作業とか、また、私たちが昨年度からやっております水準の底上げの部分、それからたがた路面の解消とか、そういう面で仕事の全体量も多くなっておりますので、そういう部分の中で全体でマネジメントをしていただくということを基本に考えておりますので、一つの業者として機械が余るからその分がいいですかという一社一社の検討までは、私どものほうではしていないのが事実でございます。

○前田委員

していないということですが、業者にしてみれば死活問題だと思いますよ。今年どうすればいいのだろう、下請できないし。それで、結構皆さんが持っている機械は大きい機械ですから、民間の仕事には恐らく不向きだろうと思います。そうであれば、行き場がなくなって稼働率が下がって経営に影響を与えてくるのではなかろうかと、私はそこを心配して質問をしたのです。

それで、あと入札にかかわる日程も見ました。昨年とほぼ同じですよ。それで、括弧書きで予定となっているので、あくまでも予定ですけども、この流れ、日程で今年はいくということによろしいのですね。

○（建設）庶務課長

現時点では、このように考えてございます。

○前田委員

◎排雪について

それでは、今度は排雪の考え方ですが、読めばわかりますけれども、具体的なことがほとんど書いていない。抽象的な文言でしか表現されていないのです。もう少し具体的に数値とか入れながら何か示すことはできないのでしょうか。平成 27 年度と 28 年度で何か変わったのですか。私も委員会で数値とかを示してくださいと質問しているのだけれども、そのようなことはどこにも何も書いていないし、どこをどうするとか、何かよくわかりません。

○（建設）雪対策課長

排雪の考え方につきましては、従前どおりのことを行うということで特に変更していることはございません。ただ、改めて市の考え方を示させていただいたということでございます。排雪量等のデータにつきましては、現在、検証しているところでございますが、排雪の考え方については、昨年度と同じ考え方でございます。

○前田委員

だから、数値か何かで示すようなことというのは、全部詳細に数値をつけるとは言いませんけれども。

○委員長

今の答弁、たぶんちょっと違っていたと思うので改めて答弁させます。

○（建設）雪対策課長

排雪に入る基準ということで、今、質問があったかと思われませんが、基準につきましては、現在、排雪についていろいろデータをとってそれを検証している最中でありまして、現時点で雪山が幾らになったから排雪をするとか幅がどうなったからというような数値的な基準というのは現時点で示すことができません。

○建設部安田次長

数値的な基準について、再三前田委員からも指摘を受けて話があったかと思えます。そのときは、小樽市内の地形にはさまざまな形があって、一概に基準というのはつくれないということで答弁をしていたかと思えます。現在のところも同じような状況でございます。

○前田委員

学校周辺の交差点とか横断歩道とか、私は質問しているのです。少なくとも車の運転手や歩行者が視認できるような高さにするべきではないか。そうであれば数値も必要ではないのかという質問もさせていただいていたかと思うのですが、これを見る限り全然想像、想定もできないような文言で表現されているのでこういう質問をしているのです。もう一度お願いします。

○建設部安田次長

今年度の排雪作業の方向性につきましては、改めて第 3 回定例会での話が必要かと思っております。排雪作業については、また新たな施策等も検討しているところですので御理解を願いたいと思えます。

○前田委員

この排雪の協議という部分の「行き違いが起らないように」と、平成 27 年度のこと、今までもそうですけれども、行き違いとはどのような行き違いなのか、具体例を示してお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

平成 27 年度に関する排雪の協議においての行き違いということでございますが、一例を挙げますと 1 件、地域総合除雪の業者の皆様から排雪の協議が上がってきました。それは、その日はどの路線をやりたいというような協議が上がってきたところでございます。それに対し、市は、その中のある日にちで区切って、この日のこの路線まで排雪をしてください。それ以降の路線については、現段階では排雪をする必要があるとは考えていないので再度協議をしましょうということで、排雪協議が調っていたところでございます。ただ、市は、この日のこの路線までという形で協議をしたつもりではございましたが、業者は、この日までというふうに取りました。それで作業は進み、当初の日程どおりに作業が終われば問題がなかったのですが、業者が一生懸命やりまして排雪日程が早まりました。そうすると、業者はこの日までやれるという形で排雪協議が調っていない別の路線をやろうとしたとこ

ろがございまして、それにつきましては、排雪協議が調っていないので、市としてはやめてくださいということを行いました。ただ、業者はこの日までできると思っていたから、「それは違う」、突然の中止命令をかけたのではないかという疑念が起きたところがございますので、このようなことがあったということの反省を踏まえまして、今回①から⑥までの排雪協議をしっかりと、行き違いが起こらないようにしたいというふうに考えております。

○前田委員

それも行き違いなのでしょうけれども、極めて初歩的というか、レベルの高い話ではない行き違いだとは思いますが。業者は仕事をすれば収入になるのかと思って、そういう判断でやっていたのだらうとは思いますが。

それと、①から⑥まで、業者はわかるのですけれども、担当者というか部署はみんな同じ人なのですか。参考のために①から⑥まで教えてください。

○（建設）雪対策課長

①から⑥に書かれております市につきましては、全て除雪対策本部ということで、主力になるのは雪対策課でございますが、除雪対策本部で受けるということでございます。

○前田委員

本部という一くくりになっているのだけれども、人が違うのですか、同じ人なのですか。

○（建設）雪対策課長

各ステーションに除雪の市側の担当者、除雪対策本部の担当者がいますが、最終的に協議を行って排雪日や排雪箇所の協議の意思決定を市側で行うのは除雪対策本部という形で、除雪対策本部一くくりということでございます。

○前田委員

だから、対策本部はいいのだけれども、7ステーションあるのですか、7人いるとすれば、その認識というのか基準、先ほど示せといっても示せなかった基準なのですからけれども、やはり一定の同じレベル、認識でいなければならないのではないかと私は思うのです。ある方は、これはまだいいと思って連れてきたらどうだったの、やらなければだめだと、こういう差があると、やはり除排雪にふぐあいが生じてくるのではないかと思うので、今そういう聞き方をしたのです。だから、どなたが受けているのですかと細かく言えばそうなるのだけれども、その辺はいかがですか。

○（建設）雪対策課長

まず、必要な路線の協議の部分でございますが、必要な路線については、担当者と地域総合除雪共同企業体、担当者は7ステーションごとと異なっておりますが、行います。それで、具体的な協議簿を上げてきて確認作業を行うのは除雪対策本部の中にいる者でございますので、主に私が中心になって見ることになるかと考えております。

○前田委員

一人で7か所ないしそれ以外のところも、みんな回って歩くのですか。

○（建設）雪対策課長

雪対策課長が中心になって見ますが、時によっては上司の建設部次長等にも確認作業をお願いすることはあると思います。昨年度は、そのようにしておりました。

○前田委員

統一見解で作業に当たっていただきたいと思います。

◎貸出ダンプ制度の検討について

最後、貸出ダンプ制度です。これで、平成 28 年度雪堆積場の受け入れ量の管理のため、1日の利用団体数の制限が必要であり、今後も抽選を行う。抽選はいいのですが、受け入れ量の管理とは具体的に何ですか。

○（建設）雪対策課長

貸出ダンプにおきましても排雪ということでございますので、各雪堆積場へ雪を搬出するということになるので

すが、1日の貸出ダンプの作業数が増えますと、雪堆積場がパンクするおそれがございますので、このような表現をさせていただいております。

○前田委員

結論は、処理が間に合わなくなるということなのでしょう。だから、処理が間に合わなくなるようであれば、機械を大型化するとかということに対応できるのではないですか。

○（建設）雪対策課長

処理なのですけれども、場所によって海上に投棄している場合や限られた土地、山合いの土地に堆積している場合がございます。機械の大きさや台数だけでは処理しきれないという実例がこれまでもございましたので、このような書き方になっております。

○前田委員

何かよくわからないのだけれども、雪をたくさん持ってこられると、その持ってこられた量に間に合うだけの機械でもって処理すれば処理できるのではないですかと私は聞いているのです。

○建設部安田次長

ある意味、そのようなことも考えられますが、例えば具体的な名前を申し上げますと、からまつ公園などにつきましては、雪を落としていく箇所を限定しなければならない部分もございます。その部分の中では機械が多く行けるという形ではなくて、一つの口に何台も押しつかなければいけないという形になりますので、そういう面ではある程度の制限を設けなければ全体をマネジメントできないという形になるということでの判断でございます。

○前田委員

それでもう一つ、平成 29 年度以降、「業者による申込み」うんぬんとなっているのですけれども、業者による申し込みをされると困るといふか、何かあるのですか。

○（建設）庶務課長

先ほどの報告でも申し上げましたけれども、要は利用団体が、この制度を利用する道路をしっかりと認識しているのかどうかという点、それから認識をしてもらいたいという点、それと貸出ダンプ制度そのものが、利用団体の自主的な排雪費用の軽減という制度ですので、そこを十分理解した上で利用していただくということ、それから業者による不適切な利用の防止、この辺も含めて、いわゆる利用団体の方が直接申込みをしていただきたいということで、このような検討に至ったことでございます。

○前田委員

不正的な意味合い、防止ということなので、どんな不正があったのか、二、三あればお示してください。これは業者の名誉にもかかわる問題ではないかと思うのです。

○（建設）庶務課長

不正があったということではなくて、不正の防止ということで、例えば、利用者が路線上に貸出ダンプが入ったことを認識していない、いわゆる貸出ダンプを利用した道路はありますが、実際にその道路の沿線上に住んでいる方が貸出ダンプを利用されているという認識がないというような事実もございます。そういった意味から利用者自身が実際に貸出ダンプがどこまで使われているかという部分をやはり認識していないのだろうということをごちのほうでも考えまして、こういった形がやはり必要ではないかというふうにした次第でございます。

○前田委員

それで、このダンプトラックの配車方法、これも問題になった内容というようなことなのですけれども、緑ナンバートラックを優先するよう、配車するように組合に指導する。白ナンバーと緑ナンバーがあって、緑ナンバーを優先する。白ナンバー、極端なことを言うと緑ナンバーで間に合っているとき、白ナンバーは仕事がないということになりますけれども、そういう考え方なのでしょうか。

○（建設）庶務課長

もともと貸出ダンプのトラックの利用につきましては、北海道運輸局札幌運輸支局から有償運送事業の許可をいただいているもので、その中で許可をいただくに当たっては、小樽市内の道路の幅員の狭隘とか、あとは急勾配とか、道路状況も加味していただいているのは当然なのですが、いわゆる 4 トンダンプトラック、緑ナンバーのトラックが不足をしているという状況の中で許可をいただいている状況がありますので、この辺を再度徹底するというところで改めてこのような形で考えたところでございます。

○前田委員

組合の意見という聞き取り調査をしたのだらうと思いますけれども、どういう考えというか、わかりましたと言ったのか、いや、それではなかなか均等というか皆さんに仕事が行き届かなくなるのではというのがあったのかなかったのかわからないのだけれども、どうでしたか。

○（建設）庶務課長

ダンプトラック組合としても、有償運送事業許可をいただいている経緯について十分理解はしているというふうに認識していると考えてございます。

○前田委員

聞いていないのですね、そうしたら。

○建設部安田次長

今年の 6 月ぐらいですか、一応全部のダンプトラック組合と話をしまして、それでこの経緯の話をしているところです。やはり許可をもらうのは組合のほうですので、今、庶務課長が答弁したとおり小樽市の地形又は 4 トンダンプが少ないという部分での許可ということはもちろん認識をいただいているところです。

ただ、実際のいわゆる費用対効果、先ほどから話があるかと思いますが、そういう面ではなかなか厳しいということも聞いているのは事実ですが、さすがにこの部分につきましては、小樽市が判断することではございませんので、いわゆる緑ナンバー、白ナンバーの根源にかかわることでございます。そこについては専門の機関がございまして、そこでの判断もあることで、私たちはその話を伝えているにすぎないような形と考えております。

○前田委員

貸出ダンプ制度の登録しているトラックの台数と、緑ナンバーと白ナンバーの割合をわかればお示してください。

○（建設）庶務課長

平成 27 年度の登録台数ですが、全部で 180 台ございまして、そのうち緑ナンバーが 97 台、白ナンバーが 83 台となっております。

○前田委員

白ナンバーが 83 台、緑ナンバーが 97 台、トータル 180 台。それで、この 83 台の車が白ナンバーで、今言われる有償運送、俗に白トラと言うのですけれども、にかかわってくる。だから、緑ナンバーに、前日も懇談会で話をしていますけれども、やはり全部が全部 83 台、何企業になるかわかりませんが、全部緑ナンバーにするのが一番理想なのでしょうけれども、なかなかそういかないとは思いますが。でも、どこかの時点で手をつけて、やはり緑ナンバーになっていただくというか、そういう有償運送ができるトラックを持っていただくと、そういうことを行政側としても冬期間の貸出ダンプ制度等々を含めて、やはりある程度力のかすというのか、何がしかのアクションを起こす必要があるのではないかと私は思うのです。その点はいかがですか。

○建設部安田次長

これにつきましても貸出ダンプの限定という形でしか答弁ができないのですけれども、いわゆる有償許可の条件の中で 5 台以上とか事務所を設けるなど、いろいろな条件があろうかと思えます。そういう部分について私たちも勉強をさせていただきます。ただ、この中でダンプトラックの有償許可への白ナンバーから緑ナンバーへ変更して

いただく部分の奨励につきましては、市からも協力の話をしてまいりたいと思います。

#### ○前田委員

いろいろな方法があると思います、文書とかいろいろなことで。私は、それをやはり逐次早く始めて、緑ナンバーのトラック 97 台を 1 台でも 2 台でも毎年のように増やしていくことが必要ではないのかと思うのです。それはやっていただけるということなので期待をしています。

それと、このダンプトラックで前回の第 2 回定例会でも質問がありましたけれども、共同住宅やそれに類するようところに貸出ダンプ制度を利用して排雪されている、違反ではないのかとか、いや大丈夫、何でもないとか、いろいろな議論があったわけですが、これで私どものほうにも寄せられている意見として、確かに共同住宅やそれに類するいろいろな、国有地に建っている共同住宅もそうなのでしょうけれども、恐らく小樽市民で小樽に住民票を持っていれば市民税的なものをみんな納めていると思うのです。そうすると、そういうところに住居を構えているから対象にならない、そうでないところに住居を構えているから対象になると、そういう税の使われ方の公平性から見ると若干どうなのか、不公平感はないのかという気もするのですが、この辺の考え方というのはいかがですか。

#### ○建設部安田次長

今、御指摘の部分、ある程度なるほどということもございますけれども、除雪全てに関しますと、いわゆるイメージとしては、駅前のような形で国道のサービス又は道道のサービス又は私どもの 1 種路線の除雪のサービス、そして第 1 種の排雪サービスというのがあります。除雪のサービスについては、個別的には、ある程度大きい方、小さい方がいらっしゃるという形で考えております。その穴埋めとして実は貸出ダンプ制度があるわけなのですが、その部分の中でもやはりいろいろな条件が出てきているというのは現状かと思えます。今、市の助成、財源の中では、このような形である程度線引きをしながらサービスを提供していくというのが現状でございますので、そういう部分の中ではある程度線を引きなければいけない、いわゆる駐車場の雪をとらないみたいな部分の中の線引きとして今回設けたということで御理解をお願いしたいと思います。

#### ○前田委員

100%公平にということが理想でしょうけれども、なかなかそうはいかないというのも実態です。ただ、そういう方々もおられるということだけはやはり認識していただきたいし、できるものであればある程度公平に扱ってあげてほしいというのがお願いです。

#### ◎除雪対策に対する副市長の所感と抱負について

最後になります。

除雪本部だから本部長、本年 2 月 1 日付けで副市長になられたと思えますけれども、その後、平成 27 年度の本部長になられて、雪がなくなるまでの間にいろいろなことあったのだらうと思えます。その辺で、副市長として本部長になられて、何か御苦勞が 27 年度であったかと思えますけれども、それをお聞かせいただきたいのと、28 年度に向けての抱負というのか、今度はもう最初から除雪対策本部長ですから、市民の生活、福祉の向上に向けて、28 年度の除雪体制は、このような体制をとって万全にいきたいのだ、このような抱負的なものがあればお聞かせを願いたい、それで質問は終わります。

#### ○副市長

本年 2 月 1 日、副市長になって、同時に対策本部長ということで、今年の 2 月、3 月は、ほとんど私にとっては勉強の期間でもありましたし、感じたのは、やはり税の公平分配、いわゆるひとしく市民が税金で恩恵をこうむる、その平等性というのをどう確保していくのかということと、もう一つは、財政的に除雪の補正予算が年々増高している、そこの委託事業にかかわる業者の対応、それと市の考え方と、それから市民の税の公平性というものをどう公平な目で分配し、それぞれが一定のところ折り合いながらこの除雪という事業を運営していくのか、相当や

はり難しい対応を迫られるということは痛感しております。その 2 月、3 月を経た上で、現在まで来年度の予算編成に向けてさまざまな見直しをやる過程で、やはり職員は実態を十分に把握しながら、できるだけ少ない予算で最大の効果をうまく上げていこうということに向けて一生懸命取り組んでいるということについては大変ありがたく思っていますし、また、たまたま私が副市長になって 2 月まで、市長就任以来、副市長が不在という状況でありましたので、私が副市長という立場、あわせて本部長という立場で、できるだけその辺の目線を持ちながら職員とともに市民が、100%の満足度はないにしても十分満足をしていただきながら、市の財政状況も勘案しながら、その調整役として一生懸命本部長としての責任を持って取り組んでいかなければならない、そういう気持ちではおりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

自民党の質問を終結いたします。

公明党に移します。

---

#### ○高橋（克幸）委員

##### ◎小樽建設事業協会からの要望書について

それでは、資料要求をしましたので、先に、小樽市長へ小樽建設事業協会から要望書が出ておりました。全文、そんなに長い文章ではありませんので、まず読み上げていただきたいと思います。

##### ○（建設）雪対策課長

「要望書。

平素は、小樽建設事業協会及び会員各社に対しまして、格別の御指導と御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

小樽建設事業協会は今年で創立 70 周年を迎えますが、これまで会員各社におきましては、小樽市発注の各種工事を受注し、小樽市の公共基盤整備の一翼を担って参りました。特に、地域総合除雪業務につきましては会員各社が多く参加し、当協会としても冬期間の市民生活を支えてきたものと自負しているところであります。

さて、昨年度の地域総合除雪業務を振り返りますと、近年にない小雪のため、当初業務委託の範囲内に作業が納まり、市民生活にも大きな影響を与えずに済んだことに対しては、安堵したところであります。

一方、地域総合除雪業務の入札においては、参加資格要件が一方的に突然変更となり、一部の地域では二度にわたり入札が不成立になるなど、市民の皆様に大きな不安を与えるとともに、除排雪業務作業においても除雪対策本部との協議において成立していた作業が、一方的な中止命令により執行できなくなるなどの事態も発生し、小樽市に対して不信感が増長する結果となりました。

言うまでもなく、除排雪業務に限らず各種業務や工事にあたっては、小樽市と受注した各企業等とが、市民の安心と安全の確保のためお互いの信頼関係のもと協力しながら業務等を進めるものであり、信頼関係の醸成は大変重要なものと考えます。

当協会会員各社におきましては、除排雪業務にあたり市民の皆様の冬期間の安全で安心な生活の確保の一翼を担ってまいり所存であり、引き続きその役割を果たしてまいりたいと考えております。

小樽市におきましては、現在平成 28 年度の除雪業務の計画や体制について御検討のことと存じますが、より良い除雪業務の構築のため次のとおり要望いたしますので、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

##### 1 地域総合除雪共同企業体構成員数は 2 社以上とすること

地域総合除雪共同企業体の構成員数の数は、各地域のおかれている状況によって異なるものであり、一律に 4 社以上とすることは合理的な説明・分析を欠き、地域の実情に対し、齟齬をきたす結果ともなることから、2 社以上とすることを要望する。

##### 2 除排雪業務への過度の介入は行わないこと

昨年度は、除雪対策本部との協議で決めた除排雪業務に対して、準備を進めていたにも拘わらず急遽中止命令があったケースが散見された。合意された除排雪業務については、企業側としては、限られた予算・時間・人員・機材等の中で、最大限きめ細やかな除排雪作業を行うべく段取りを行っているところであるが、それが突然中止されるといことは協議自体が無意味となり、発注者への信頼感を著しく損なう結果となる行為である。一度合意した除排雪業務については過度の介入は行わず、誠実に履行させていただきたく要望する。

### 3 除雪機械類の貸与台数を増やすこと

除排雪機械を企業側で保有維持・新規設備投資をすることは、現状大変厳しい状況にある。現状保有している機械類も老朽化しており、ロータリー除雪車・モーターグレーダー・砂散布車について市からの貸与台数の増加を要望する。

平成 28 年 8 月 1 日。

小樽建設事業協会 会長 中野豊

### ○高橋（克幸）委員

読んでいただきました。大変厳しい文言もありましたけれども、まず、この要望書を受けて、市長に伺います。どのように受け止められましたでしょうか。

### ○建設部安田次長

私も入った中で建設協会からの要望書をいただきましたので、まず私から答弁をさせていただきたいと思います。言葉の中ではかなり厳しい御指摘をいただいたと思っております。この前段で、昨年 12 月 1 日にも共同企業体の 8 社からの要望書をいただいております。この中で私ども小樽市としても新たな動きを目指さなければいけないということで考えておまして、今申し上げました 12 月 1 日のときは 8 社の J V の要望書だったのですけれども、今年の 4 月 22 日、日程の関係もございまして 7 社の J V、雪捨場の関係の 1 社を除きまして総合除雪の J V の皆さんと打ち合わせをさせていただきました。これにつきましては 4 社の部分、それから新たな取り組みとかそういう部分も十分打ち合わせをさせていただきました。12 月の要望の中でありました拙速に業務を進めないようにという部分もありましたので、私としてもこれは特別毎年行っていないのですけれども、4 月初めといいますか、すぐに連休前に打ち合わせをさせていただいたところです。

また、その後 5 月末に、これは毎年行っているのですけれども、昨年の各 J V を呼びまして、5 月 24 日から 27 日の間で、これにつきましては 8 社 J V のそれぞれの方から話を聞いて、また同じような話がありましたので、それについては今後検討していくという話をさせていただきました。その間、機会もございましたので、7 月 12 日には、先ほど庶務課長からも答弁しましたが、除雪の登録業者の意識調査がございましたので、そのときにも改めて一つ一つ話をさせていただいたところですし、また御意見等があれば言ってくださいということで話を進めてきたところです。

それで、今ちょうど読ませていただいた中には、これらの打ち合わせのことが一つも書いてございません。あらもかなり厳しい状況だということでの話はありましたけれども、小樽市としてもこれだけ話し合いを持って積極的にやってきたという面がございますので、8 月 1 日のときにも直接、小樽建設事業協会にも話はさせていただき、小樽市としても積極的に話し合いを設けて進めていきたいと話をさせていただきました。これにつきましては、小樽市としてこの要望書を受けたときの話として、ひとつ話をさせていただきました。

### ○市長

この要望書についての見解という御質問かと思っておりますけれども、まず私としては専門、特にそのことに取り組まれている方々の一つの声というふうに認識をしているところでございますけれども、例えばこの 2 番に伴う「業務への過度の介入は行わないこと」というような表現をなされておりますが、先ほど雪対策課長からも答弁がありましたように市の認識と業者の皆様方の認識の違い等がやはり散見されたというふうに先ほどありましたが、そのす

れ違い等もあって、そのような出来事が起きてきているというふうに認識をしております。その中で、それをもう一度しっかりと業者側と共通認識を持つということ、今日も先ほど雪対策課長から説明がありましたが、排雪についての考え方をもう一度この場でもお伝えさせていただき、今後、業者の方々に対しての説明会に対しても、改めてこのような段取りで取り組む、このような考え方を持って動いているところでございます。

このように、今、建設部次長からも答弁がありましたけれども、業者の方々ともこのように打ち合わせをしながら取り組んでいる中で、また改めてこのような要望書を出されたということは、ちょっと私としてはなぜなのかは受け止めきれないところもありますが、先ほどもありましたが、要望書は要望書としてひとつ受けますが、私はこの声だけではなくて、やはり市民の声とともに今まで稼働してきた実績であったり、また、課題であったり、その他さまざまなことをいろいろと鑑みながら取り組んでいく、制度化していくことが重要だというふうに思っていますので、そのうちの一つの声という認識で受け止めているところでございます。

#### ○高橋（克幸）委員

もう少し違う答弁が市長から聞かれると思いましたが、市長、やはり信頼関係は大切なのです。いくら委託業務を発注する側とはいえ、入札の書類にも書いてあるように、業者にも協力を求めているわけです、市民にもですけども。それで、なぜこういうものが出されたのかよくわからないみたいな発言は、私はいかがかと思いません。信頼関係を醸成するのは大変重要なものと考えていますというふうに小樽建設事業協会の方々には言っているわけです。これは、私、大変大事なことだと思います。

それで、先ほど市長が挙げられた 2 番目、ちょっと確認をしたいと思います。市長は、何か一方的な情報の発信だけされましたけれども、事実どうということだったのかというのは私どもも昨年の議会議論を経てもはっきりしませんので確認をさせていただきますけれども、2 番目、「急遽中止命令があったケースが散見された」というふうに文言で出ていますけれども、市としてこれを押さえているものがありましたら、いつ、どのようなことがあったのかお知らせ願います。

#### ○（建設）雪対策課長

要望書の 2 番目に書いている事項でございますが、これと同じ内容が 4 月に行いました地域総合除雪の業者の皆様との意見交換の場でも出されまして、1 件ほど確認しております。これにつきましては、先ほど前田委員にも答弁いたしましたとおり、繰り返しになりますが、また答弁させていただきます。市と業者で排雪について協議を行いました。そうしたときに、業者から排雪協議文が来たところに市としては、この日のこの路線まで排雪を終わらせてくださいという形で協議を行いました。それが市の考え方でございますが、業者にとってはこの日のこの路線ではなく、この日までは排雪をしていいです。それ以降の部分については、また協議が必要ですよというような捉え方をされまして、実際にそのとおりの日程で進めば問題がなかったのですが、業者の排雪作業が早まりまして、決められた日以前に市で協議しました路線が終わりました。それで、まだ日にちが余っているものですから、先に計画していて、市側から言うと協議が調っていない路線を排雪しようとしたところで市で、そこについてはまだ協議が調っていませんので排雪はしないでくださいという形で中止をしていただいた件がございます。この件につきましては、あるステーションの 2 月 5 日の業務に対して 2 月 4 日に中止を市から言ったということでございます。

#### ○高橋（克幸）委員

そのほかには、こういう文言に適用するような内容はないということですか。

#### ○（建設）雪対策課長

協議が調っていて、やる準備ができていのに一方的に市がとめたというふうに誤解されるような事実は、この 1 件だけだというふうに認識しております。

#### ○高橋（克幸）委員

一方的な話なので、両方の意見を聞かないとどちらがどういう言い分だというのはここで確認はできませんけれ

ども、いずれにしても先ほど質問があったように、意思の疎通がうまくできていなかったのは事実だと思います。そういう面で認識の違いがあったかと思しますので、後でまた排雪について伺いますけれども、確認をさせていただきたいと思います。

それから、要望書の 3 番目です。除雪機械の貸与台数を増やしてくれと、これは切実な訴えだと思います。以前も議論しましたがけれども、建設業界の体力が非常にあったときには何とか自分たちもという、そういう体制もありましたがけれども、今の状況では本当に厳しい状況の中で除雪体制を組まれていると思しますので、特に砂まき散布車は冬しか使わないわけですから、こういう面ではさまざまな検討が必要かと思うのですが、この 3 番目の要望についてはどのように受け止められておりますか。

○（建設）雪対策課長

除雪機械の更新ということで、平成 26 年度から計画的に更新しているところでございまして、本年はロータリ除雪車を購入いたします。ここにあります除雪機械ということにつきましては、来年度以降につきましても配備を進めていくことが必要というふうに考えておりますので、そのような考えで進めてまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

砂まき散布車はいかがですか。

○（建設）雪対策課長

現在のところ市が所有している除雪車ということでございまして、ロータリ除雪車とタイヤドーザがございまして、地域総合除雪業者の皆様からも砂まき散布車やモーターグレーダ、これらについても市のほうで検討していただきたいというような要望もございまして、これらを総合的に考えていきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

◎排雪について

それでは、要望書を終わりました、次に、報告のあった排雪について何点か伺いたいと思います。

先ほど質問がありましたけれども、排雪の協議について、本当に具体的に書かれていないというのが率直な印象です。わかりづらい。

それで、説明していただきたいのは、昨年度はどういう協議の仕方をしていったのか、同じような順番で結構ですので、昨年の打ち合わせのやり方、方法、それで反省を踏まえて今年はこのように変わりましたという、それを昨年のもの、そして変更になったものというふうにわかりやすく説明をお願いします。

○（建設）雪対策課長

排雪協議についてでございますが、具体的な流れということにつきましては、ここに示させていただきました①から⑥について、ほぼ昨年度と変わってございません。ただ、昨年度につきましては、仕様書等で排雪に際して「協議を行うこと」ということしか記載しておらず、各ステーション別にばらばらのような様式であったり、厳密なこういうような①から⑥の決めというのをきちんと文章化したような仕様書にしておりませんで、それがもとで先ほどの行き違いというようなことが起こったというような反省がございまして、今年度にかけては、このような手順できちんとしたフォーマットもつくりまして業者の皆様と、どのステーションでも同じような排雪協議が行われるようにして行き違いをなくしたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

昨年度までは共通したものがなかったということですか。

○（建設）雪対策課長

共通したようなフォーマット等はございませんでした。

○高橋（克幸）委員

それで、確認したいのは、実際に排雪の工程として何日工程で進めてこられたのか、幅があると思いますけれど

も、それをお示しください。

○（建設）雪対策課長

排雪の協議で決める排雪工程ですが、これにつきましても特に決めたものがございませんで、昨年の例でいきますと、おおよそ 1 週間から 10 日前後程度のサイクルでしていったというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

どうも答弁を伺っていると、何かばらばらなことを各ステーションでやっているという印象を受けます。これでは市からの指示が各ステーションでばらばらだったのではないかというふうに受け取れるのですが、それによろしいですか。

○（建設）雪対策課長

この協議の方法について厳密ではなかったという形で、排雪をする箇所、日にちの協議については具体的にきちんと決めて、ステーションと共通認識で決めていったものというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

何かよくわかりませんが、どうも返ってくる答弁が不透明というか、すっきりした答えがなかなか見られないと思うのですが、協議をしてお互いに確認をするわけですよね。それでパトロールをする。最終的にはその協議のゴーサインは誰が出すのですか、何をもってゴーサインを出すのですか。

○（建設）雪対策課長

最終的には除雪対策本部と共同企業体で協議をいたしまして、除雪対策本部でこの路線をやってください、この路線をやりますというふうに決まりましたら、次に業者が作業工程をつくって、では、この路線はこの日にやりますという形で排雪作業が進んでまいります。

○高橋（克幸）委員

一つ確認したいのですが、以前、地域総合除雪業者からの意見聴取のメモをいただきましたけれども、市との排雪協議については、許可がもらえなかったとか急にとめられたとかというのが非常に散見されます。これについてはどういうふうに受け止めていいかわからないのですが、一方的だというふうに私は認識しているのですが、これはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

急にとめられたということは、先ほど答弁いたしましたとおりに行き違いによるものだというふうに認識しております。

また、排雪の協議が成立していなかったということにつきましては、排雪の考え方ということで、排雪のプロセスという形で示しておりますとおり、その時点では必要ないという形で協議が成立しなかったものというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても今年度は解決するというか、改正するということなので、しっかり後の議論でもわかるような仕組みにぜひしていただきたいと思っております。

◎平成 28 年度小樽市共同企業体除雪業務の入札について

次に、小樽市共同企業体除雪業務の入札についてということで資料をいただきました。先ほども議論されていましたが、気になる点、前回の懇談会でも話しましたが、2 番目の下請の制限について、これ現実問題、除雪工、排雪工で影響はないのか、これは確認されたでしょうか。

○建設部安田次長

これにつきましては、いわゆる除雪の完了時間が規定時間まで終わっていない。それから、除雪の作業の内容などを勘案しましたので、これをこの形の中でできるかということで市内の業者へ問い合わせ等はしておりません。

○高橋（克幸）委員

それから次に、雇用関係の確認ということで、いわゆるペーパー会社を排除するという考え方でよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

雇用関係の確認ということでございますが、この業務を行う上で重要になる技術者であったり、重機のオペレーターにつきまして、その会社との雇用関係を確認することで、一般的なものだというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

それで、資料の中に平成 27 年度の入札等参加申請書提出要領があります。この 3 番の（1）を説明してください。

○（建設）雪対策課長

平成 27 年度の要領になりますが、3 番目の（1）小樽市指名競争入札参加資格者名簿において「道路除雪」に登録のある者ということでございます。

○高橋（克幸）委員

そうですね。それで、今日資料を出していただきました。これが平成 27 年度の道路除雪登録者名簿になるのでしょうか、これは 28 年度も生きているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

登録名簿は、平成 27 年度、28 年度まで生きてございます。

○高橋（克幸）委員

それで気になっているのが 1 点あるのですが、この 5 番の業者については、もう既に廃業されたというふうに伺っておりますけれども、この名簿から外れていない理由は何かあるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

あくまでもこれは市が登録をした時点での名簿登録になっておりますので、そのままの形で残っているという状況でございます。

○高橋（克幸）委員

それで、39 業者あるわけですけれども、その中で代表者となれる企業があるわけですね。誰でも代表者になれるわけではないのですが、昨年資料で共同企業体除雪業務代表者要件というのがあります。この三つの要件について説明してください。

○（建設）庶務課長

共同企業体除雪業務代表者要件としては、一つは道路交通、除雪事業について広範な知識情報、豊富な工事経験及び業務実績を有すると認められる業務主任の要件を満たす技術者が 2 名以上であること、それから本市発注の共同企業体除雪業務の履行実績があること、小樽市指名競争入札参加資格者名簿において工事種別「土木」又は「ほ装」で登録され、かつ「土木」A1、A2 ランク若しくは「ほ装」の総合評定 1,100 点以上の者となっております。

○高橋（克幸）委員

それで、まず（3）から確認させていただきますが、舗装の 1,100 点以上の業者は何番と何番になりますか。

○（建設）庶務課長

1 番と 9 番と 25 番になります。

○高橋（克幸）委員

次に、土木の A1 は、どのナンバーになりますか。

○（建設）庶務課長

名簿の上から行きますと、4 番、14 番、24 番、28 番、35 番でございます。

○高橋（克幸）委員

次に、A2 ランクの業者のナンバーはどれになりますか。

○（建設）庶務課長

5 番、8 番、10 番、31 番、32 番、33 番、37 番、39 番となります。

○高橋（克幸）委員

それで、この名簿を見ていただくとわかるように、ほとんどが建設業者です。除雪を担っているのは建設業者ということをもっと認識していただきたいと思います。その中で何を聞きたいかという、代表要件のある会社かどうかという状況かというのを、今、確認させていただいています。この中で昨年度に代表者要件を満たして代表者となっている業者、それからその J V の構成員となっている業者、これを全部外すと土木の A 1、A 2 というのは、それぞれ何社になるかわかりますか。

まどろっこしい聞き方なので、逆に言うと昨年度の要は J V に参加している代表、それからその構成員、そして全く参加していない、実績もないという会社を除くと、逆に言うと土木の A 1、A 2 という業者が残っているかということを知りたいです。

○（建設）雪対策課長

土木 A 1、A 2、それと代表要件にあります舗装 1,100 点以上で昨年度の地域総合除雪 1 から 7 ステーションまでに代表若しくは構成員として参加していない業者数ということでございますが、それにつきましては 4 社あるというふうに確認しております。

○高橋（克幸）委員

その 4 社の中で、全く実績がない若しくは参加していないというふうになるとどうなりますか。

○（建設）雪対策課長

この 4 社のうち、当然登録要件で A 1、A 2、舗装 1,100 点以上でございますので、その部分はクリアしております。その中で、市の共同企業体の実績がない会社といたしましては 1 社であるというふうに確認しております。

○高橋（克幸）委員

何かよくお互いによく聞いていないのですけれども、私の調べたところでは、結局そうやってはじいていくと、代表要件の残っている A 1、A 2 業者というのは結局なくなるのではないかとこのように確認したのですが、いかがですか。

○（建設）雪対策課長

共同企業体の構成員、若しくは代表になっていない企業で新たに構成員になったり代表にできる会社というのは 3 社存在するというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

その 3 社のナンバーを教えてください。

○（建設）雪対策課長

ナンバーでいきますと 24 番、35 番、39 番でございます。

○高橋（克幸）委員

24 番と 35 番については総合除雪ではないですけども、雪処理のほうで実際そちらのほうに行っていますよね。総合除雪ではありませんのではじかれていますけれども、それも含めると 39 番しか残らないということですよ。39 番は、どこかのステーションのたしか下請に入っていたかと思いますが、いかがですか。

○（建設）雪対策課長

第 3 ステーションの下請に入っております。

○高橋（克幸）委員

何が言いたいかというと、先ほど申し上げましたように消去法でいくと代表者となれる業者はほとんどないというふうに私は認識しているのですが、いかがですか。

○（建設）雪対策課長

代表者になる要件といたしましては、登録業者、今はじかれた中にも代表者にはなっていないが構成員にはなっているという会社がございますので、代表要件のある会社は多数存在するというふうに認識しております。

○高橋（克幸）委員

いやいや、そうではなくて、それはおかしいでしょう、雪対策課長、何を言っているの。私は、代表要件の話を知っているのだよ。だから、昨年の実績で全部消去法をしていくと、土木の A 1、A 2 であっても残っている業者というのはないのではないのですかというのを聞いているのです。

○建設部安田次長

今、御指摘の部分の中での代表者要件に該当する業者については、なかなかもう少ないのではないかという部分の質問かと思えます。これにつきましては、委員が御指摘のとおり部分と、それから雪対策課長が答弁しております J V 構成員の中でもまだ数社ありますということですが、新たに A 1、A 2 の業者がどんどんあるというわけではないという認識は私にもございます。

○高橋（克幸）委員

私が何を聞きたいかということ、まず実態がこういうことだということ。市長が 4 社にこだわっていただけでも、4 社にしようと思えばできるでしょう。ただ、問題は、代表要件を備えた企業というのはこれだけしかないわけです。それで、私が一番懸念しているのは、昨年度の代表要件を持っている企業が全て今回手を挙げてくれるのかどうかというのが非常に心配です。なぜ心配か、今、話したように、かわりになってくれる代表要件を持った企業というのがほとんどないからです。極端に言えば、もし昨年の代表者の企業が何らかの理由で参加できないとなった場合に、そのステーションは、穴があく可能性があるわけです、昨年の二の舞です、条件は違いますけれども。そういう懸念が非常にあるので私は聞いているのですが、これについてはいかがですか。

○建設部安田次長

7 月 12 日に行いました登録業者の意向調査の中で、今、委員が御指摘のような心配の点がございまして、昨年度代表者を務めた企業の中で 1 社、今回は除雪の意向はないということで回答をいただいているところです。

○高橋（克幸）委員

どういう事情かまだ私はわかりませんが、もしそういうことで、共同企業体参加受付が 9 月 1 日から始まりますけれども、どうしてもそのどこかのステーションの穴があいてしまうという可能性はないとは言えない、今の段階で。ですから、昨年みたく大変な思いをするのは市民ですから、そういう危険性がないように、懸念事項がないように、やはり先々手を打っておく、若しくは考えなければならぬと思いますが、いかがですか。

○建設部安田次長

今、委員の御指摘、考え方なのですが、先ほど雪対策課長が答弁したとおり、J V 代表者の要件については多くはありませんけれども、まだ現在の J V に代表者要件を持っている 2 社で構成をしているという J V も昨年度実績ではございます。その部分の中で対応ができればいいかというふうに思っています。

ただ、今、答弁しました A 1、A 2、それから舗装で 1,100 点という業者の枠につきましては、今のところはそのまま考えていきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

私の懸念が徒労で終われば一番いいのですが、非常に考えられるものですから、この指摘はしておきます。

次に、今後のステーションの数との関係もあるのですが、業者数というのは、ここにあるように 39 で恐らく増えるということはないでしょう。建設業界が大変厳しい時代の中で減っていても増えるということは私はないと思います。ましてや業績がなかなか厳しくなると、この名簿から落ちていく業者が必ず出てくるだろうというふうに思っております。そう考えると、何回も言いますが、代表要件をとれる業者というのはどんどん少なくなる

だろう。今後の考え方として、ではステーションの数はそのままがいいのかという根本的な問題もなってきます。昨年一つ増やしましたがけれども、今年も恐らく 7ステーションでやるのでしょから、応札する業者との関連でやはりいろいろ考えていかなければならないのだろうと思いますが、この件についてはいかがですか。

#### ○建設部安田次長

これにつきましては、除雪の登録につきまして、来春の 4 月、5 月にまた新たな道路除雪について登録がまた変更といましようか更新されますので、そういう業者の数については、そこでまた判断をして数で確認をしていきたいと思っております。

#### ○市長

高橋委員が御指摘のように、代表要件のことに限らずですけれども、除排雪に携わる業者の方々、それが永久にこの体制のままでいけるかという、それは先行きがもう不透明な状態でございます。私は、だからこそそのことも鑑みて、新規参入も含めて業者を育てていかなければならない。4社でという話をさせていただいているのは、それが大きな理由の一つでございます。

そして、私としては、来年度に向けては、やはり 4社も導入していきたいという思いもありますし、また、今ステーションの規模が地域ごとによってエリアにかなり違いがある、そのようなこともありますから、ステーションの広さ又は勾配や狭隘路線等そういうことも含め鑑みながら、少し広さ等も含めてステーションのあり方は検討していかなければならないとは思っております。

しかしながら、昨年度 7ステーションにさせていただき、エリアによってはそれが行き届いてきている、又は評価の高いステーションエリアも出てきておりますので、私は来年度におきましても 7ステーションを維持し、続けてまいりたい、今、私自身はこのように考えているところでございます。

#### ○高橋（克幸）委員

市長がなぜ 4社にこだわるか私は理解できません。業者の実態を見れば非常に明らかです。手を挙げているところが 27 業者しかおりません。4社にすると 28 社が必要ですから、もうそもそもが足りないという状況です。市長がおっしゃる業者を育成するというのであれば下請にまず入ってもらえばいいのです。それから構成員に上がってもらうという順番であればわかるけれども、共同企業体として別な会社を出資してつくるわけですから、そのリスクをしょって、ではやってみるかという業者がどれだけどんどん出てくるかと、私は非常に難しいと思います。そういう意味では、実態に合ったそういうやり方を私は考えたほうがいいというふうに思っていますので、この辺は市長と意見の一致を見ませんけれども、私はこのまま業者が増えるなんていうふうに思っていないので、それは十分今後も検討していただきたいと思います。

入札参加については、まだ業者説明会が終わっていませんので、また第 3 回定例会のときに詳しくこれは質問をさせていただきたいと思います。

#### ◎貸出ダンプ制度の検討について

最後に、貸出ダンプ制度の検討についてということで質問をしたいと思います。

一つ不思議なのは、資料「貸出ダンプ制度の検討について」の（２）、対象となる道路の拡大と地域総合除雪との重複ということで、先ほども特例の廃止の質問が出ておりました。上の（１）、それから（２）の下のほうの平成 29 年度以降もそうですけれども、「H28 年度は、周知期間」というふうになっております。なぜこの特例のところは周知期間がないのか説明をしてください。

#### ○（建設）庶務課長

今回、周知期間を設けた部分につきましては、手続方法とか排雪幅などの排雪方法、そして周知が必要なものとしては周知期間として平成 29 年度からということで実施を考えたところです。制度として明らかに対象としていない部分、駐車場の雪とかそれから道路以外の雪と疑われるような部分の利用については制度を利用している方との

公平性を考えて、28 年度から実施したいというふうに考えたところでございます。

○高橋（克幸）委員

制度上、昨年まで全部特例を認めておいて、いきなり今年から、はい、だめですというのは、私は行政のやり方としてはいかがかと思えます。やはり軽減期間、緩和期間があって、この程度までだったら今年はいいですけれども来年度からはだめですというのならわかるけれども、いきなり周知期間もないで今年からこれはだめですという話をどうやって市民に説明するのですか。

○（建設）庶務課長

例年貸出ダンプを利用されている方には利用の案内を差し上げておまして、その中で制度の変更についてのいわゆる文書とか、それとあとは例年 11 月に地域において除雪懇談会を行いますので、その中で貸出ダンプ制度についての変更点についても説明していきたいと考えてございますので、そういったところへの参加の案内とかも含めて、この制度の利用について理解を求めていきたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

庶務課長、そんなかたくなでいいのですか。これは問題が起きますよ。趣旨はわかります。特例ということで駐車場の雪も一緒にまざっているのではないかという、それは理解できます。ですから、やり方を、ではここまで区切ってだとか、計算方法をしてここまでという、やり方なんかいくらでもあるのではないですか。今年度はここまでですけれども来年度以降はないですというふうにするのが私はこの行政としてのあり方でないかと思えます。昨年度までだって特例で認めてきたわけでしょう。今年度から、いや、おかしいからという話になるのですけれども、もう一回聞きますけれども、どういう理由でどのように市民に説明をするのですか。市民は、昨年度も今年度もやると思っずと積み立てをしているのです。その辺はどう説明するのですか。

○建設部安田次長

この制度の基本の部分として特例で認めてきたという部分もございませけれども、駐車場の箇所については、この制度に取り入れられない場所だということの説明が、ある程度必要かと思っております。その必要性又は今の御指摘の部分で町会、また、申込者の理解がいただけないのではないかという意見でございましたので、そういう部分では必要とあれば私たちが足を運んで説明に行かなければいけないというふうには思っております。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても市民が納得できるようにお願いしたいと思います。

最後の最後ですけれども、ダンプトラックの配車方法等ということで緑ナンバーの話が出ておりました。除排雪に係る懇談会でも出ておりましたけれども、私の意見を言わせていただきますが、緑ナンバーの優先若しくは方向性というのは正しい考え方だと思います。ただ、白ナンバーをいきなり全く無視してやると貸出ダンプ制度は崩壊します。そういうことで、どうしてもさまざまな猶予期間とか準備期間が必要だろうと思っておりますので、これは相当企業に負担をかける話ですので、十分対応、検討していただいて、よく話し合っていて進めていただきたいというふうに思っています。

ただ、これは特例ということで認められているということで運輸局からの、安田次長からも説明がありましたので、それ相応の対応というのは必要かと思えますけれども、これは慎重にも慎重を重ねて貸出ダンプ制度ができなくなるようなことはないように十分検討していただきたい、そのお答えを聞いて質問を終わります。

○建設部安田次長

委員の御指摘どおりだと思います。貸出ダンプにつきましては、やはり緑ナンバートラックが足りないので白ナンバートラックの有償許可をもらっているという、もともとの起こりがあります。ただ、白ナンバートラックと緑ナンバートラックについては、先ほど申し上げましたが、そういう制度のものがあるというのも、これは事実でございますので、小樽市としては昨年どおりという形にはやはりいけないというふうにも考えております。また、育

成という部分でも配慮をしなければいけないというふうに思っておりますので、その部分については組合と話をしながら進めなければいけないとは思っております。ただ、今までこの過渡期と申しましょうか、運輸局のほうもある程度指導を、いわゆる法律で言う指導ではございませんけれども、許可を出すときに緑ナンバートラックを優先にというのは、もうかなりの間、言われていることですので、そういう部分では実績としてある程度の形を見せなければいけないというふうに私は考えております。

**○委員長**

公明党の質問を終結いたします。この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 52 分

再開 午後 3 時 10 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。  
共産党に移します。

**○川畑委員**

**◎平成 28 年度小樽市共同企業体除雪業務の入札について**

平成 23 年度以降に第 2、第 4 ステーションで下請企業は使わないで、共同企業体の構成企業だけで地域総合除雪業務を行っている。第 2、第 4 ステーション以外の J V は下請業者を継続して利用しており、その理由を把握していると思うのですが、七つの共同企業体のうち、五つの共同企業体で下請業者を使用しなければならないとなっている、その理由を把握していたらお聞かせください。

**○（建設）雪対策課長**

平成 27 年度において七つの共同企業体のうち、五つの共同企業体の下請業者を利用しているということですが、詳しい理由については私どものほうで把握しておりません。

ただ、第 1 ステーションと第 6 ステーションと第 7 ステーションが砂散布について下請が作業を行っております。砂散布につきましては、市内四つの業者が五台の砂まき散布車を利用しまして、七つの共同企業体分の砂散布をカバーしているところでございますので、絶対数が少ない企業にしても、砂散布車、機械にしても絶対数が少ないために下請を利用しているのではないかというふうに考えております。

除排雪業務については、特に理由等については把握しておりません。

**○川畑委員**

今の答弁からいきますと、要するに、詳しい状況はつかんでいないけれども、砂の散布については四つの業者が 5 台といましたね。1 社が 2 台持っているところもあるということなのですか。そこはどちらなのですか。

**○（建設）雪対策課長**

雪対策課で把握している中では、1 社だけ 2 台の砂散布車を所有しているというふうに確認しております。そのほかについては、1 台ずつというふうに確認しております。

**○川畑委員**

その 1 社の名前については言えないということですか。

（「言えないです」と呼ぶ者あり）

それでは、今、聞いた中でも実態の大きな理由は砂散布だということなのです。それは間違いなことだろうと思うのですが、前に除排雪に係る懇談会の中でも出ていたように、4 社以外に砂散布車を持っている事業者

はないのですね。その辺はどうですか。

○（建設）雪対策課長

七つの共同企業体が下請を使っているというところで、砂散布については絶対数が少ないということで、そのほか共同企業体の構成員以外で砂散布車を所有していないかという質問でございますが、小樽市内の業者で、砂散布車を持っているかどうかというのは、今、それ以外で持っているかどうかは把握しておりませんが、実際に砂散布業として下請に入っている業者というのは、全てが他の共同企業体の構成員であって、他の共同企業体の構成員以外の業者が下請として入っているという例はございませんでした。

○川畑委員

しつこく聞いて申しわけないのだけれども、ある業者は J V 構成企業でありながら、みずからのステーションをはじめ、ほかのステーションもやっているということですよ。1 台の砂まきで、三つのステーションとみずからのところだから、四つのステーションをやっているのですよね。実際にそれで処理をしていけているのですか。

○（建設）雪対策課長

詳しい分析というのはできていないのですけれども、資料等をおおむね確認したところ、規定時間内に砂まきが終わっていないという実例もございます。ただ、これにつきましては、砂散布業者や砂散布車が少ないという理由もございますし、砂散布というのは、除雪が終わってから入らなければいけないものですから、除雪業務が遅れば、その分も遅れるという理由もございますので、そこら辺の分析についてはまだできておりません。

○川畑委員

先ほど言ったように、1 社が 4 か所のステーションをやっているとすると、恐らくその業者が砂散布車を 2 台ぐらい持っていることになるのかと推測するのですけれども、実際に今ちょっと遅れているということなども答弁していましたが、支障がそのほか起きていないのかどうか、そして例えば第 2 種路線での遅れなどが除排雪に係る懇談会のときに出された中に、そういうことがないのかどうか、その辺を聞かせてくれますか。

○建設部安田次長

砂まき部分については、今、話があったように多くのエリアを一つの機械で散布しているという中で、現在、進んでいるのが事実です。皆さんが体験しているような中で、現在、進めておりますので、時刻の遅れ等はありませんけれども、最終的には今このような形で小樽市内の管理が行われているということから答弁をしますと、ある程度は網羅されている、作業はきちんとされているというふうに感じております。

○川畑委員

先ほどの質問の中にもあったと思うのですが、建設業者は砂散布の機械を夏の間使えないということも聞いているのですけれども、全てのステーションに砂まき機を配置するとすれば、今 5 台あるというから、あと 2 台必要なわけですね。この 2 台について今年すぐ買えといっても無理でしょうから、計画的に購入して全てのステーションに配置できるようなことは考えていないのですか。

○（建設）雪対策課長

砂散布車、そのほかにモーターグレーダ、それと今、市で貸与しておりますロータリ車につきましては、夏場使う用途があまりない機械でございますので、ここら辺につきましては、市としても計画的な配備を検討していかねばいけないと考えております。

○建設部長

先ほども要望書の紹介がありましたけれども、やはり夏が使えないという部分で業者のほうではどうしても貸与、なかなか会社で持てないのです、自分で持てないのですというような現状であるという要望もいただいているのです。また、全国的な建設業界の中でも、そういう持続的に除雪を進めていくためにというような検討、ワーキンググループがあるのですが、その中でもなかなか持てないですねということは課題にはなっているところでございます。

ただ、私ども今、ロータリ除雪車とか、そういったものを計画的にやっているところではございます。ただし、砂散布車もやはり結構な額がいたしますので、直ちにここで買える買えないという答弁はなかなか難しいところですので、計画的な配備の中でそこら辺は、今、要望があるということも踏まえながら、長期的な中で考えなければならぬというふうには思っております。

○川畑委員

今、長期的というふうに言われたのですが、何か要望書の中には機械も故障、ロータリ車の購入のときにも、前回の建設常任委員会の中で私は質問したのですが、機械というのは1回買ったらずっともつわけではない、だんだん壊れてきますよね。そうすると、長期的にとっても、そんな先の話だったらまずいのだろうと思うのです。その辺で具体的な年数を区切った中・長期といいますか、それくらいの計画で練り直す必要性があるのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○（建設）雪対策課長

除雪機械の配備につきましては、計画的に考えていきたいというふうに考えております。

○川畑委員

それ以上の答えができないということなのですね。

○（建設）雪対策課長

現在、平成 26 年から除雪機械の計画的な配備を進めており、それをまず実施して、本年度につきましてはロータリ除雪車を購入しておりますので、それが終わり次第また新たな計画という形で考えていきたいと思っております。

○川畑委員

ロータリ車のときは国の補助の関係があって、それを購入して、古いロータリ車は修理しながら使っていくというふう聞いていたのですが、それとは別に砂まきというのは緊急にやはり考えていかなければならぬことだろうと思うので、その辺はどうなのでしょう。

○（建設）雪対策課長

予算に限りもございますので、まずはロータリ車を今年度は購入していたという形でございます。砂まき車につきましても、国等に今、問い合わせをしているところですが、補助の対象にもなるというふう聞いておりますので、そこら辺も総合的に考えていきたいというふうに考えております。

○川畑委員

それでは、質問を変えます。

小樽市は、下請の制限として除雪工、排雪工に関する業務受託を禁止する提案をしていますね。JV構成企業がこれらの除雪あるいは排雪の業務を下請している理由については把握していると思うのですが、下請業者を使用しなければならない事情は何なのか、あるいは下請業者を使用していない共同企業体との違いはどういうところがあるのか、その辺は把握していますか。

○（建設）雪対策課長

除排雪業務についての下請についてでございますが、各下請を使用している共同企業体が、なぜ下請を使用しなければいけないかについては具体的な分析ができておりませんが、基本的に構成員で除排雪作業を賄うことができないために下請に協力をさせていただいているということが考えられると思います。

○川畑委員

下請がなければ地域総合除雪ができないということなのかどうなのか、その辺はどうなのでしょう。

○（建設）雪対策課長

地域総合除雪で望ましい形といたしましては、構成員のみで作業が完了することが望ましいというふうに思われますが、現状で下請、砂まきにつきましては絶対数が足りないというふうな分析をしておりますが、除排雪につい

てはなぜそういうふうな形で使われているかということについては認識しておりません。

○川畑委員

砂まきの件は、もう話は終わったのです。

それで、共同企業体の構成企業が、ほかのステーションの下請をしていることが所属する共同企業体の事業に影響を与えていないのかどうか、私は心配なのです。そこを聞きたいのです。

○（建設）雪対策課長

共同企業体の構成員が他の共同企業体の下請をしているときに、そのもとになる共同企業体にどのような影響があるかという質問だと思いますが、それについても詳しい分析はできていないのですが、ただ、共同企業体の除雪業務が全般的に規定時間内に終わっていないという分析ができておりますので、それにつきましては、そういうようなことがないように自分の所属する共同企業体の業務に専念していただきたいというふうに考えております。

○川畑委員

そうですね。先ほど答弁の中にあっただけでちょっと省こうかと思ったのですが、先ほど言ったように規定内に終わらないという点なんかが、それは第 1 種路線あるいは第 2 種路線の除雪の関係でも出てきていますよね。提出していただいた資料の中にあっただけで、JV 企業が下請していることが、それがやはり原因なのだろうというふうに思っているのです、その辺は認識が必要なのですね。その辺どうですか。

○（建設）雪対策課長

先ほども答弁させていただきましたとおり、詳しい分析はできていないのですが、それが原因の一端だという認識は持っております。

○川畑委員

それでは質問を変えますが、地域総合除雪業務に参加意向を示していると、そういう企業が 27 社あるとおっしゃいましたね。この 27 社というのは、JV 参加希望なのか、下請参加希望なのか、その辺はどうなのですか。

○（建設）雪対策課長

JV に参加意向を示している 27 社ということでございますが、この 27 社はあくまでも JV の共同企業体の構成員として参加する意向でございまして、下請は含まれておりません。

○川畑委員

それで、砂まきについては処理可能企業数とか、車の台数が限られているということもあって、現状としてやむを得ないという状況はあると思います。私どももそう思っています。そして、市が行おうとしている除雪とか排雪業務の下請制限は私は当然だと捉えているのです。日本共産党は、自治体などが発注する業務で働く労働者が低賃金しか支払われない、俗に言う官製ワーキングプアですよね。それらの解消とか、すなわち自治体と契約する事業者に一定額以上の賃金を支払うことを求める条例の制定を私は目指しているのです。例えば小樽市に対しても、予算要求の中で地元業者への発注拡大優先の要請契約と同時に下請とか、孫請、そういう指導監督を強化するように指導を求めているところなのです。

そこで私がちょっと疑問なのは、JV の下請となれば、JV 企業と同額の価格というのはならないのだろうというふうに思うのです。要するに下請ですから、俗に言うと、ピンハネするような形になりますよね。ですから、それに対する単価はどうなっているか、その辺はつかんでいますか。

○（建設）雪対策課長

下請に支払われる費用についてでございますが、下請につきましては、元請の会社と下請の企業の個別の契約になるものですから、市はどれぐらいの金額が支払われているかというようなことについては把握しておりません。

○川畑委員

なるほどね。やはりそこまでは踏み込んだ調査をしていないということなのですね。

それで、平成 27 年度の場合、第 1 ステーションと第 4 ステーションの構成企業が除雪でもほかの J V の下請をしていることが、それだけで除排雪業務に余裕があるのだろうかという疑問を私どもで持っているのです。作業の遅れとか、市民からの苦情というのは、具体的にどんな形で表れているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪に関する苦情ということで、我々は市民の声というような形でまとめておりますが、市民の声に関しましては、除雪に関することに関しては除雪依頼と除雪後の苦情というような形の分類になっておりまして、除雪が遅れているとか除雪が来ないというような、そこまでの細分類をしていないものですから、そこについてはちょっと把握しておりません。

○川畑委員

そういう意味での苦情の中身は、つかみきれていないということなのですね。それではしようがないですね。

それでは質問を変えますけれども、雇用関係の確認の問題について質問したいと思うのです。

実は、今回の雇用関係の確認で、かつて、昨年だったと思うのですが、市民から除雪企業が除雪オペレーターを解雇して、除雪時期に機械類をリースした。オペレーターも臨時採用している。さも、これは幽霊会社ではないのかという市民からの苦情が私どもにきたのです。それで、その辺を当時の担当者に聞いたところ、道路除雪機械、除雪機の登録企業であって特に問題はないのではないかと、そのような言い方をしました。

それで、今回の雇用関係の確認に当たっては、それらの関係もあって是正を考えてきたところなのかどうか、確認させてください。

○（建設）雪対策課長

企業との雇用関係の確認につきましては、2 年置きに市のほうで登録業者の登録要件を提出していただいて、今回であれば道路除雪の登録を行っているところなのですが、1 回登録しますとそれ以後の動きというのは市では把握できないものですから、今回のこの除雪業務、今年から地域総合除雪につきましては、主要な技術者であったり、オペレーターについては、雇用関係をきちんと確認していくという形で、今回この項目を設けました。

○川畑委員

それで、提出書類の関係ですが、この表の中で提出書類で健康保険被保険者証というのがあります。私はこれを見て、もし国民健康保険証だったらこれは該当しませんよね。どこに勤めているかわからないということになるから、その辺はどうですか。

○（建設）庶務課長

あくまでも雇用関係の確認ですので、国民健康保険であれば雇用関係は確認できないので、ほかの書類になるかと考えています。

○川畑委員

当然そうなると、例えば協会けんぽだとか、そういう保険証でなければだめということになりますよね。それが一番雇用関係が明らかになると思うのですが、その他雇用関係が確認できる書類というのはどんなものがあるのですか。

○（建設）庶務課長

今、考えているのは、給与明細書とか、あとは給与台帳の写しとか、そのようないわゆる雇用されているものの確認がとれる書類というふうに考えています。

○川畑委員

◎排雪の考え方について

排雪の考え方について質問したいと思います。

排雪について前の方も質問していて、曖昧だというのはあるのですが、私もそれは本当にそのとおりだと思って

います。それで、確認したいのは、「道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点」とここに書いているのだけれども、どういうときのことを言っているのか、説明してくれますか。

○（建設）雪対策課長

通常、道路が狭くなりますと、拡幅除雪で道路を広げていきます。広げるときには、ロータリ除雪車を使いまして、道路に雪山をどんどん積んでいきます。ただ、これ以上できなくなるというのは、積み上げると、それが崩れてきたりして危険な状況が限度だと思います。ここに行く前までには排雪が必要になると考えております。

○川畑委員

排雪に際しての考え方について、「必要な箇所周辺の道路路線を面的に排雪するのではなく、必要な時期に、必要な箇所の排雪作業を実施する」と、こういうふうにあるのですけれども、この「路線を面的に排雪するのではなく」というのは、どういうことを言っているのですか。

○（建設）雪対策課長

排雪ですが、排雪が必要になったという路線、一つの道路がありまして、そこについて道路を排雪していくということなのですけれども、そうしたときに、隣の道路やその近くにある周辺の道路、その面をなす道路があるのですが、その道路も一つの路線が入ったから、自動的に排雪をするというような作業は行わずに、その路線ごとに必要な時期に排雪を行うというような形で、こういうふうに書かせていただきました。平成 26 年度などは雪が多かったときは、そういうような状況が、今、必要としている道路の隣の道路、その近くの道路も一斉に同じような状況だったものですから、一斉に入ったという事実があったのですが、昨年度に関しましては雪が少ないということもありまして、ここ、今、入ろうとしている排雪路線は必要なだけでも、隣の路線はまだ排雪をしなくても除雪対応が可能だというようなことがございましたので、そういうところについては面的に近くだからということで入るのではなく、必要な時期、一番いい時期を見定めて排雪は入るというようなことを行いますということで、ここにまとめさせていただきました。

○川畑委員

今の話を聞いても、なかなか理解が難しいですね。

もう一つ、「必要な時期に、必要な箇所の排雪作業を実施する」という部分ですが、それを誰が判断するのかということなのですが、その辺どうですか。

○（建設）雪対策課長

これにつきましては、地域総合除雪業者と市で協議事項になっておりますので、下に排雪の協議というプロセスも書いてございますが、市と地域総合除雪業者の間でまず協議をして排雪箇所を決めていくというようなことでございます。

○川畑委員

排雪についての資料全体を見て、感想を一つ言わせていただきます。

ここには市民中心が何もないのです。市の立場しかないのです。ここに市民の声をどう捉えるかということが何にもないのです。これではやはり市民の苦情とかそういうのを解決するための対策として不十分だと思うのです。その辺どうですか。

○（建設）雪対策課長

市民の皆様につきましては、例年 11 月から始めております市民の皆様に対する除雪の説明会で、排雪についての市の考え方やプロセス、昨年状況等については詳しく説明させていただきたいというふうに考えております。

○川畑委員

その説明ももちろん大事なのです。けれども、例えば、排雪の協議とあります。最初にやはり市民からの声が、パトロールして見るだけでは不十分だと私は思っています。だから、市民からの苦情とかそういうものを基にした

がら進めていくという前提が必要だと思っております。

○（建設）雪対策課長

通常、パトロール業務を行うというのが最初なのですが、そのパトロール箇所につきましても、市民の皆様から排雪が必要ではないでしょうかというように寄せられたところにつきましては、きちんと見るようにいたしておりますので、今後もそのことについては変わらず、市民の皆様から御指摘があった時点で、その路線については詳しくパトロールしてまいりたいと考えております。

○建設部安田次長

市民からの声につきましては、小樽市としてもかなり注目して集計、また、対応として今後考えていきたいと思っております。ただ、今、雪対策課長が答弁したように、その意見を聞いて現地を確認する、これはもうベースというか、確認することが最初のワンステップになるところでございます。

ただ、1点だけ話をさせていただきたいのは、排雪の苦情が多いところは先にやるとか、そういう形にはどうしてもならない。現状を見て判断するというのは、最終的には小樽市で判断しなければいけないという部分もございますので、そこの必要性とかそういう協議の場という形のほうがよろしいのでしょうか、そういう面で来ているという情報は的確に受けて取捨する。ただ、最終的な判断につきましては、苦情が多いから先にやるとかそういう部分については、この場では申し上げられないのが事実でございます。

○川畑委員

それは当然ですね。そうすると、苦情をどんどん出せということになってしまうわけですから。そうではなくて、やはり市民の言っている声をまず聞くということが大事で、苦情が多いからやるのではなくて、なぜしなくてはいけないのかということをも市民にも納得してもらおうということが、そういう作業が必要だと思っております。だから、パトロールして決めて、排雪の協議の6点で進めていくというだけではあまりに機械的だというふうに思う。その辺を市民の声に、見方に注目して進めてほしいという、それが私のお願いなのです。いかがですか。

○（建設）雪対策課長

市民の皆様から寄せられた今回排雪ということで、排雪の意見につきましては、当然、市の担当者や共同企業体の担当者で情報を共有して、どのような理由でおっしゃられているのかというようなことはきちんと理解するようにいたします。

○川畑委員

◎貸出ダンプ制度の検討について

貸出ダンプ制度の見直しについて質問したいと思います。

この貸出ダンプ制度の検討の中には、利用日の上限、「5日から3日」とあるのですけれども、3日に下げてもいいというふうに判断している要件などがあつたらお示してください。

○（建設）庶務課長

先ほど報告の中でも説明いたしましたけれども、大部分の利用者が3日以内という形にはなっております。それで、利用日の団体数で申しますと、延べ団体数になりますので、それで答弁いたしますけれども、まず5日利用されているのは1団体です。4日利用されているのが5団体、全体の利用団体数は470団体のうち、実際に4日以上利用団体は6団体という形になります。

○川畑委員

ということは、少ないから削るということで、その方向に持っていこうとしているのだらうと思っておりますが、5日、4日希望を出している6団体というのは、特殊なやはり事情があるのではないかと思います。その辺はどんなふうに把握していますか。

○（建設）庶務課長

この利用日の 5 日から 3 日につきましては、いわゆる貸出ダンプの有効活用をまず主眼に置いているものですが、利用の方法について何とか 3 日以内にできないのかというふうに検討して、実際に利用している実情もほとんどが 3 日以内ということなので、その中で今後 4 日以上使われている団体につきましては、そういったことも検討していただきたいということで理解を求めていきたいというふうには考えてございます。

○川畑委員

それで、この利用回数については、平成 29 年度以降「実施回数の検討を継続する」というふうに書かれているのだけれども、回数を減らしたいという意向が見え隠れしているのですが、小樽市の降雪の状況とか道路事情とか高齢化ということを考えれば、一概にそう持っていくというのは市民の感情と合わないのではないかと思います。その辺はどうですか。

○建設部安田次長

これにつきましては、説明でも話をさせていただいているかと思えます。札幌市中心に同じような制度、札幌市ではパートナーシップ、ほかの部分では町内会排雪という部分がございます。これにつきましては、どこの都市も 1 度という形になっています。このサービスについては、ある程度周辺の中で同じ水準と申しましょうか、そういうものを目指していきたいというのは実際はございます。

ただ、今、委員から指摘を受けたとおりの内容もでございます。地形の問題、道路のいろいろな状況もでございます。そういうのを勘案しまして今後も検討していきたいということでございますので、そこら辺につきましては、御理解をいただきたいと思えます。一方的に 1 回にしたいからという意味ではございませんので、御理解願います。

○川畑委員

私はやはり減らすべきでないというふうに考えていますので、減らさない方向で検討していただきたい。お願いします。

それで、次に貸出ダンプ制度の利用の手引の見直しでは、このほかに具体的にどういうところを見直そうとしているのか、もし今答えられるところがあったらお答えください。

○（建設）庶務課長

先ほど報告の中でも説明させていただきましたけれども、この資料の中にも対象となる道路の見直しということでは説明させていただいておりますけれども、そのほかに現在、対象となる道路の幅員が 4 メートル以上というふうな手引になっておりますけれども、これについては現状 4 メートル未満の道路も実際にこの制度を利用されているということがございますので、実際に積込み機械の作業ができる道路の幅員ということで、その辺についてはその幅員の部分について見直しをしたいというふうに考えてございます。

それと、現行の手引の中では通り抜ける道路というような形でうたってございますけれども、そこにつきましては、実際にその実態は行きどまりの道路についても認めてきてございますので、それも実態に合やす形で、そういった行きどまっている道路の部分についても対象となるような形での手引の見直しをしたいというふうには考えてございます。

○川畑委員

今の最後のところ、先ほどの答弁の中では通り抜けできない生活道路はこれまでどおりというふうに私は聞いたのですが、それ、ちょっと違うのではないですか。

○（建設）庶務課長

通り抜ける道路と現行の手引はなっておりますけれども、実際行きどまり、通り抜けできない道路ということでの利用もございますので、実態に合やす形で手引のほう、いわゆる通り抜けできない道路についても利用できるような形で手引のほうは見直していきたいというふうに考えてございます。

○川畑委員

ちょっとそこがひっかかっていたものですから。

◎生活道路の除排雪について

最後に第3種路線、要するに生活路線の除排雪が、市民要求として根深く強いところなのです。これについては昨年から調査しながら進めていくという話を聞いているのですけれども、これまでの調査の上、どのような対策を講じようとしているのか、あるいは今年は具体的な提案ができるのか、その辺について聞かせてほしいのです。

○（建設）雪対策課長

生活路線につきましては、第3種路線ということで、昨年度は基本的に圧雪管理で路盤がわだちになったり崩れた場合にのみ除雪を行うという路線にしております。生活路線につきましては、第3回定例会に向けて、それまでに整理したいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、第3種路線というのは狭隘な路線が多いものですから、何ができるかは別に市民の皆様にご協力をいただいて、なるべく雪押し場を確保することによって、生活路線の雪でも押せるような状況をつくりたいというふうに考えております。

○川畑委員

ぜひ、先ほども言ったように、やはり一番生活に身近なところは生活路線であり、その辺が、そこを重視した貸出ダンプとも重なると思うのです。だから、第3回定例会の中で提案するというものですから、期待していますので、よろしく願います。

○（建設）雪対策課長

先ほどの答弁に重なりますが、生活路線につきましては、第3回定例会までに何ができるかということをもまずきちんと整理したいと考えております。

○委員長

共産党の質問を終結いたします。

民進党に移します。

---

○中村（誠吾）委員

本年度の除排雪体制のあり方について、事前に各ステーションを受け持っていただけるであろう事業者の皆さんに、市からのお願いもありますし、また、諸課題に打ち合わせの前段ともなる説明会がこの後開催されることになるから、そのために本日このように議会にその内容を示すということで開かれているという前提でお聞きします。

それで、最初に断っておきますが、初めての建設常任委員会ですから、なかなかわからない点もありまして、今まで各委員の皆さんからありましたことも含めて重複するかもしれませんが、よろしく願います。

そこで、ここまで聞いて申しわけありませんが、そもそも具体的にこの説明会で何を示すために、又は示せるから説明会が開かれていくのか、やはり議論してきた問題の解決の基本が見えないのです。失礼な言い方ではないのですが、そもそも森井市長になられましてから多くの課題が発生してきているわけなのですが、どのように整理され、解決できてきたから、これぐらいの制度までできてきたから、今回このように説明会で示せていけるのだろうかということをもう一度聞きたいのです。

それで、議論の流れとしては、一つはジョイントベンチャーの構成ということがあります。二つ目は貸出ダンプについて多くを聞いています。そして、三つ目には排雪の仕方だと考えています。

◎共同企業体の構成について

それで、一つ目です。

ジョイントベンチャーの構成問題は何がポイントになりますかということなのです。先ほどからこれまでと同じ

く、市長もおっしゃっていますが、市は、より多くの事業者を入れて経験していただきたい。業者は、これのできるのだと、今まででもできるのだと言っています。そして、極めつけは 7 ステーション、ステーションのあり方も質問がありましたけれども、結果 27 社の事業者ということで、共同企業体の構成員数 4 社以上の 7 ステーションだと 28 社になりますので物理的に無理だということは市長も御理解なさっています。

それで、先ほど副市長も除雪対策本部長として考えと指針を述べられましたけれども、公平とおっしゃいました。そして、もう一つ、一定のところで折り合いということもおっしゃったのです。これは要するに行き着くところ予算なのですかということをおぼろげな得ないものから、今、長々と申しましたが、ジョイントベンチャーの構成で説明会も含めて今後のポイントになるところの考えをもう一度お示してください。

#### ○（建設）雪対策課長

共同企業体、ジョイントベンチャーの構成ということでございますが、説明が繰り返しになりますが、大雪で作業が遅れたときなどには、共同企業体の中でお互いに業務を補完することができる。多くの業者が除排雪作業の経験を積み重ね、切磋琢磨することで技術力が向上することにより、将来にわたり持続可能な本市の除排雪体制を構築することができるなどの理由から、市といたしましては、より多くの業者に地域総合除雪業務に参加していただきたいというふうに考えております。この中で、本年度に関しましては、地域総合除雪共同企業体の構成員として参加できる道路除雪に登録のある業者の参加意向が 27 社であったことから、4 社以上とすることは困難であり、3 社以上とすることは可であったことから、3 社以上としたものでございます。

#### ○市長

今、中村誠吾委員から、JV では今までどおりでもできるのだ、そして市ではこれからよりそういう業者を増やしていくのだ、そこで差があるというような観点があったかと思えますけれども、JV 業者の皆様が今までどおりでもできるのだ。それは今はできるかもしれません。先ほど高橋克幸委員からも御指摘があったように、将来的に企業がこのままだと減っていくかもしれない。それは本当におっしゃるとおりの本当に不透明な状況だと思っております。その中で、例えば代表要件を持っている企業ができなくなったといったときに、そのエリアにおける除雪対応ができなくなる。それを今年は無理ですからというわけにはいきませんので、やはりそのような企業が現れたときには、代表要件を今までは持っていなかったけれども、JV に参画していたことによってその経験で JV 要件、代表要件の枠組みに入れるようにそのかわりになる企業が生まれてくる、又は先ほど下請という話もありましたけれども、その下請の業者もその JV 構成員に入ろうということによって将来的にその代表要件を受けられるような企業に育っていく。やはりそれを仕組みの中でつくっていかなければ、今、高橋克幸委員から御指摘があったように、今はできるかもしれないけれども、来年はできないかもしれない。やはりそのような危険性ははらんでいる中で、私は待たないだと思っておりますから、お役目についたときから原部とも話し合っ、多くの企業が入れるようにという段取りの中で 4 社という話をさせていただいておりますけれども、私は、その視点をやはり拭ききれない。やはり将来のその危惧のことを真剣に捉えたときに、そのようにこの 4 社ということ、例えば来年私は導入したい、このように考えておりますが、このことを今断言させていただくことによって、今まで下請でやった方々が来年に向けて 1 年間かけてその JV 構成員になろうという準備にも結びつけられると思いますし、また、そのように企業の育成に結びついていくと私自身は思っておりますので、そのような考え方も含めて、今まで 4 社でいきたいということを伝えさせていただいたところでございます。

#### ○中村（誠吾）委員

市長のおっしゃっているとおりなのです。ただ、私たち議会側から何度も各委員からもお話をさせていただきましたが、共同企業体を組まれる事業者の方、その中核となる事業者の方は、人員や機材や資金の運用、もう多く苦勞されて、言葉が適切なかどうかはわかりませんが、下請の方も含めて面倒を見る、責任をとっていくという、責任を持ってジョイントベンチャーの中核となっていくわけです。そして、その方たちももちろん安心・安全の市

民のための除排雪を目指してやってきて、企業として責任を持って育てていらっしゃるのです。小さな企業にもこういうことを持ってもらう、今のうちに勉強してもらう、なれなくても。ですから、ある委員からもありましたとおり、これらの事業者の皆さんとの信頼関係をしっかりと築いてくださいということがこの要望書という形でも現れているのですから、若干きつい言い方をしますが、市長、要望書も一つの御意見ではありますという言い方をされましたが、それは違うのではないですか。多くのリードされてきた方たちのまとめている団体が、こういう不安があるから私たちも責任を果たしますから、市民のトップである市長も理解してくださいと出しているわけですから、これについてはお答えは要りませんけれども、そのように受け止めていただきたいと思っています。

#### ◎貸出ダンプ制度の検討について

それで、二つ目なのですが、貸出ダンプについてお聞きます。何が大きく改善となるため進められていくのか、委員から先ほどからありますけれども、この資料では読みきれないのです、済みませんが。説明をいただきたいと思えます。

#### ○（建設）庶務課長

今回につきましては、何がというか、もともと手引で示していますいわゆる道路の排雪というのが、基本的には考え方として今回検討していたところなんです。ですので、今までの特例の中でいわゆる雪堆積場の雪もよしとはしていますけれども、実態としては、その中には駐車場の雪が含まれているという疑念といいますか、そういう点で疑われるという部分が見受けられるということがございますので、そういったところを本来の道路の除雪を行うのだというところの意識をまず御理解いただきたいということで、今回、制度設計というか、もともとの考え方を周知していきたいというところで、今回こういった形で考えたところでございます。

#### ○建設部安田次長

貸出ダンプ全般につきましては、今、答弁したとおりなのですが、いわゆる原点に戻って道路の雪を排雪する、それで町会が自分の路線を貸出ダンプが必要だからやりますと、そういう部分が基本になりまして全体を見直したというところでございます。

#### ○中村（誠吾）委員

基本の話の一つ、どこをかく、かかないという、是正していきたいという考えを市が持たれることは当然のことだと思いますので、やるなというようなことは言いません。

でも、現実の問題が浮上しています。先ほど来あったのですが、経過もあります。白ナンバーと緑ナンバーのトラックのことですが、市民サービスのためにこれまで存在していたわけですが、白ナンバーのトラックも。その方たちもちろん利益を得ていかなければなりません。あまり乱暴な議論はできないと思っていますが、そこの兼ね合いをどうしていけますか。その方々にも生活もあるのですから、何か議会で自分たちのことが議論になっているということにならないのです。説明をしなければならぬのです。そのことも含めてもう一度きちんと説明してください。

#### ○建設部安田次長

先ほども答弁をしました。全体の中では、やはり白ナンパートラックでないと貸出ダンプ制度自体が回らないという現実もありますので、こういう部分の中では重要な対策の方法、有償許可をとってまでいかななくてはいけないというふうに思っております。

ただ、白ナンバー、緑ナンバーの基本的な部分がございます。いわゆる運賃をもらって作業ができるという緑ナンバーで、白ナンバーはそういうことができない、請負業として全体を請け負ってその中にダンプトラックがありますという形で動く。そういう２種類のものがもう既に法律として存在しています。その中で特例といいますか、そういう中で小樽市が進んでいくわけですので、そこで白ナンバーと緑ナンバーが対等な数、同じような権利で話をするというのは最終的にはうまくいかない。その中では、小樽市が決定をしている事項でもございません。これ

については有償許可、運輸局からの許可となっております、その中で私どももどちらかという、お願いをして今こういう制度をやっているということでございますので、ある程度指導まで、指導という言葉が、済みません、法律上もありますので、そういうことではなくて、許可を出すときに話があるということで緑ナンバーの優先ということがございますので、それにつきましては、そういう緑ナンバーの優先という形の中では業態といえましょうか、作業のほうは進めなければいけないというふうに感じているところでございますので、責任放棄という意味ではございません。先ほど答弁したとおり、白ナンバーの緑ナンバーの育成という部分も考えてまいりたいと思いますので、そういう全体の今の流れと申しますか、そういう部分の中で御理解をいただきたいと思っております。

○中村（誠吾）委員

許認可をする官庁がありますし、また今、次長の答弁でわかりましたが、あくまでもお願いするという立場にあるというのが事実でもあるということですが、もう一度、確認ということにはならないのでしょうか、あくまでも実態に伴って小樽市としては、今、説明されたような方向性を持たせていきたいということによろしいのですね。

○建設部安田次長

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、私どもの決定権がない法律上のものがございますので、そういう部分の中では業者にそのような形、緑ナンバートラック優先の部分は伝えてまいりたいと思っております。

○中村（誠吾）委員

それ以上、答弁は出ないのだと今理解しましたので、今次はやめておきます。

◎排雪について

最後、三つ目の排雪のポイントについてお聞きしますが、同様に今次何をもう一度訴えるのか、重要なポイントだけを整理してもう一度お示してください。

○（建設）雪対策課長

排雪について、今回、資料で報告いたしましたのが排雪の考え方と排雪の協議についてでございます。

排雪の考え方につきましては、必要な箇所を必要な時期に行うという形で、一つの路線が必要であればその路線のみを行う。その隣が必要でなければそこはやらない。その隣が必要であればやるというような形で、本当に必要な箇所について一番いい排雪の時期を見定めて排雪を行うということで、排雪の考え方を示しております。

また、排雪の協議につきましては、昨年度まで排雪については協議をするという形でございましたが、具体的なフォーマットや方法、流れについては排雪の協議で示しております①から⑥の流れをしていたのですが、具体的なフォーマットや方法についてきちんと地域総合除雪の業者と詰めておりませんでしたので、そのためにいろいろな行き違いが起きたという反省がございますので、本年度からはきちんとフォーマットをつくってこの①から⑥の協議にのっとり、排雪の協議を進めていくということを報告させていただきました。

○中村（誠吾）委員

ちょっと気になるのですが、もちろん雪対策課長のおっしゃるとおり必要な措置をとらなければならない路線を必要なときに判断してやっていく。何の問題もありません。そうしますと、先ほど川畑委員も質問されていたときにおっしゃったと思うのですが、ちょっと理解できない表現、これまで面的なおっしゃいましたよね。面的な排雪ということをおっしゃったのですけれども、もう一度これまでの面的なという意味を説明してくれませんか。

○（建設）雪対策課長

面的なということで一例といたしましては、緑町に道道とその上の第二大通の間に市道がありまして、はしごみたいになっています。通称、我々は「緑のはしご」と呼んでいるのですが、平成 25 年度や 26 年度に関しましては雪が多かったものですから、あの辺、同様に排雪が必要な状況になりました。そうしますと、順番に排雪を行っていきます。同様な状況でしたから、雪が多いので。それを全部順番にやっていくのを私たちは面的というふうと考えております。ただ、27 年度のように少雪のような状況になりますと、はしごの中の一部、ここは必要だけれども、

隣は必要ではないというような状況が見受けられましたので、そこについては今まではその前年やその前々年については順番に入っていったのですが、そこについては必要などころだけ、面ではなく一つの路線だけをやっていくというような形、その隣の路線についてはまた時期を見て必要だというふうに入っていくというような形で、一つのはしごでとりますと、順番にやっていくか、時期を分けて必要などころを必要な箇所、ポイントでやっていくというような形の差ということで表現させていただきました。

**○中村（誠吾）委員**

端的に言うと、一つの箇所を決めて、接続するところもやっていた。それが面的という意味で言っているのでしょう。いろいろ判断もあったけれども、基本的にはやっていく。

それは今までやってきたのです。そこでお聞きしたいのですが、例えば、今、答弁したのは隣接した路線があって、そこには排雪でなく除雪で対応できますとか、もう一つは、まだ幅員が確保できていると、通行の方には妨げになっていないし、車もすれ違っている、そういうことも含めて判断をして一つ一つの路線をやるということだと、私は勝手に考えているのです、全部ではないですけども。でも、それをやるに当たって、計画もこれからいろいろ考えなければならない。今までやってきたことに私は全部不都合があったかという、面的にやっていたから悪いけれども、少々かかなくてもいいかな、持っていなくてもいいかなと、なくしているから何かどっと来たときに助かっていたということもあると思うのです。

ですから、私は、今、この面的なのと一つ一つの路線をきちんと見て考えていきますと、ここで議論をする気はないです、面のことがよくわからないから。でも、今までもやってきたということも含めて、次の質問をするのですが、議会でも何点かしてきているのですけれども、昨年、自分の家の前まで排雪が来ていて、次に来てくれるのだろうと思ったら来なかったという質問がありました。そういう苦情があったということなのですけれども、これに関してはそのような苦情がない、解決されていく道筋になっていくのですか。端的に聞きます。

**○（建設）雪対策課長**

そのケースがまさに面的と線という形になるのですけれども、平成 27 年度は少雪のような状況だったのですが、25 年度、26 年度というのはもともと面を狙っていったというわけではなく、結果として必要な箇所が面的にあったという、雪が多かったからというような状況で排雪をしていったものですから、市民の方々も、ここに来たらは隣の路線だから自分の家の前の路線も入るのではないかと考えられたと思われるのですが、昨年度に関しては面的に必要な状況にはならなかったという形でございますので、そこで必要な路線だけ入ったので、次に自分のところに入るかと思っていたら、そのまま入らずに終わったという形で市民の方々も疑問に思われたというふうに考えておりますので、それに関しまして、排雪の考え方を市民の懇談会等でも丁寧に説明してまいりたいと考えております。

**○建設部安田次長**

今のを少しわかりやすい数字で示しますと、積雪深の話がございます。昨年度は 89 センチメートル、それで前々年度が 140、その前が 148 センチメートル、155 センチメートルで、いわゆる路線の道路に積み上がる雪がかなり多かったです。私も昔やっていたときに、140 センチメートルを超えるというのはなかなかない状況でした。要するに、ここ 3 年ぐらい毎年このように大雪がありまして、その中で面的な排雪になってきた。それで、昨年度で 89 センチメートルになりましたので、そういう面では先ほども言葉を使いましたが、原点に戻ってといえますか、その必要性を改めて考えまして、このような形の表現をした。これ新たな考えという形で言っていますけれども、いわゆる昔からの考え方になるわけで、この数年間の雪が多かったということも参考までに申し上げます。

**○中村（誠吾）委員**

先ほど来、雪対策課長からも答弁があって、そこに至るのかと思って質問いたしますが、業者との各ステーション、責任体制も含めて協議し、業者と詰めていく。それはこのフォーマットも含めて用意してきています。着々、淡々とやってきていますということなのですけれども、そこに行き着くのは、担当される事業者と担当する市職員

が十分パトロールなどをして、現場を把握して確認することができる、そういう体制をしっかりとっていくことが前提だろうと思うのです。

そこで、市長に嫌みを言っているのではなくて、これも議会で出た経過の話なのですけれども、昨年度市長が現場で判断されて、ここはまだ我慢できます、してもらいましょう、その他の話が何か出たやに思っているのです。間違っていたらごめんなさい。ただ、何かそういう話が出て、どうして市長はそのように判断したのですか、その場に行ったときにというような話が議論になったような記憶があるのですけれども、それはそれとして、今度は市長が、はい、ここはいい、ここはだめということではなくて、全市内において、事業者も含めてステーションにいる担当者、市職員も含めて責任を持って判断、実行し、そして、今、雪対策課長が言った住民に説明できる、市長がこう言ったから私はわからないのです。そんなことはだめです。全市内的にどこの、銭函の方にも塩谷の方にもこういう判断でやっていると、排雪を含めて、責任を持って権限も渡せるし、体制をしくことができるということについて、話をどのように考えていますか。

○（建設）雪対策課長

昨年度も今年度につきましても、基本的に排雪箇所の協議において排雪の実施につきましては、市では、特に市長ということではなく、除雪対策本部で決めていくということでございますので、除雪対策本部で責任を持って排雪路線を決めてまいります。

○中村（誠吾）委員

いや、わかるのですけれども、もう少し事業者と市職員が各ステーションで踏ん張るわけですから、パトロールも含めて。そうしたら、これらの体制の権限とはいいません。市民に説明できる体制については具体的にどのように考えている点がありますか。

○（建設）雪対策課長

排雪協議の結果につきましては、排雪に至らなかった箇所につきましては、除雪対策本部で、まだ排雪の時期ではない、まだ可能だというような判断をしているということでございますので、その辺につきましては、市民の方々から問い合わせがあった場合には、きちんと説明してまいりたいと考えております。

○建設部安田次長

今の部分、追加ということで答弁をさせていただきます。排雪につきましてはこのような考え方、今、示している考え方の中で進めるということで、再度業者、いわゆる請負業者との話し合いも今後進めていかなければいけないと思っておりますし、また、先ほど示しました積雪量、積雪深の話でございます。その中でこの数年間、いわゆる面的排雪で対応しなければいけない状況が続いてきた。その中で、その名残と言っていいのでしょうか、その流れで判断をしてきて協議の場で来ているという事実もございまして、そういう中で、今後、改めての方法ということで、請負業者又は市の担当職員も含めまして、確認を再度いたしまして、こういう形で進んでまいりたい。最終的には担当者、それから地域総合除雪の業者から上がってきたデータにつきましては、そのままその場で判断することはなかなか難しいものですから、除雪対策本部に上げまして、除雪対策本部で最終的には判断して、実施に結びつける、このような形の手続で進めたいということで御理解を願いたいと思います。

○中村（誠吾）委員

この質問はもう終わりますけれども、遅滞なく判断できて市民の皆さんに説明できる、説明責任が果たせるように体制をしっかりとって行ってください。これしか言いようがないです。

◎貸出ダンプ制度の検討について

最後の質問にします。

貸出ダンプについてですけれども、どうしてもわからないことが出てきてしまったのですが、先ほど緑ナンバーの説明はお聞きしました。それでいろいろと質疑を聞いていますと、平成 29 年度からはその是非も含めて小樽市が

配車すると書いているのです。貸出ダンプ制度の検討について（3）の最後のほうに。それで、今、平成 28 年度の話をしているのです。それで、平成 29 年度、何かそこで決めるような、決まっているようなことに書かれているのが私には理解できないのです、はっきり言いますと。平成 29 年度「市による配車に向けて」とありますが、何も協議していません。

今、言っている根拠は、たしか除排雪に係る懇談会でもあったし、いろいろと出てきているのですけれども、是正すべき点というのは貸出ダンプ制度について多く出されました。それで、積み込みの量と回数の異常な例の話もありました。それから、そのほかにこういう箇所も除雪してしまうのですかとか、運んでいくのですかという多々の問題も指摘されているわけですが、それは平成 27 年度の実態を押さえて今、協議しているのです、ずっと。それで今まで話してきたのです。それがなぜ平成 29 年度の文字が出てくるのですか。何ですか、これ、小樽市の配車システムというのは。先ほどの除排雪に担当の強化、貸出ダンプ、パトロールを強化すると言っているそのやさきで、なぜ平成 29 年度の結論に導くのですか、決まったがごとく。特例の話もありましたけれども、多くの課題は整理できていませんよ。非常に不思議というよりも、軽視されていませんか、私たち。平成 28 年度の話をしているのです。総合計画とか総合戦略の話をしているのではないのです。貸出ダンプ制度を各組合とも協議するとかいろいろなことを約束し出して、そして、多くの問題は議会と理事者で事前協議制ですよ、こうやって開いているのです。そして、見切り発車はしませんよねとやっているわけです。そして、約束したことを守るとするのは当たり前のことなのです、28 年度に。何で平成 29 年度と出てくるの、いきなり。小樽市の配車と。これについて説明してください。

#### ○建設部安田次長

これにつきましては、平成 28 年度については昨年度と同様な方法を行う、そして平成 29 年度につきましては、いろいろな不誠実な行為等の防止、また、ダンプトラックの有効利用を図るため市が配車を行う方法について引き続き検討をするという形での説明をしているところでございます。

#### ○市長

この件に限らず、いろいろなさまざまな議論で早い時期に周知をしなければならない話とか、平成 28 年度、29 年度、30 年度も含めてかもしれませんけれども、その間において抱えている課題や又はこれからこのように取り組むということをやったり年度の中でどちらのほうから最初に手をつけられるのか、又はこれについては周知も含めて 1 年先を見据えてやっていかなければならない。このような部内における検討等を除排雪に係る懇談会等もさせていただきましても、課題を明らかにし、それについての改善策の打ち合わせをして、部内としてはこういう方向性で行きたいということをお示しさせていただいたというところでございます。

ですから、当然平成 29 年度における方向性であったり、又はこのような形でやっていきたいという話を、先ほど 4 社の話もしましたが、そのような表明をすることは決して間違いではないと思っておりますし、このようなやりとりをするために懇談会等も含めて積み重ねてきていると認識をしていたところでございますので、例えば一番下の積み込み機械以外のところでも平成 29 年度以降ということで貸出ダンプ制度の検討についてで表現させていただいておりますけれども、なぜかその部分だけ抜き出されてその話をされていることについて、私自身がまだ理解不足というか、御指摘の部分について把握できていないというふうに思っているところでございます。

#### ○中村（誠吾）委員

違うのです。違うのです。4 業者をどうこうするか、育てていくとか、先ほど言っていたとおりによく話し合ってください、紳士協定とは言わないけれども、要望書もありますからと、それは「はい」と言ってくれましたよね。私が言っているのは、そのジョイントベンチャーで機械を用意しなければならない企業とか、そういうことも平成 29 年度に向けてとか、それは施設やいろいろなことの展開です。運営です。貸出ダンプ制度の多くの根幹にあって問題があると市長が言ってきたことについて協議ですよと言っているのに、組合もあるし、理事者もいるし、私

たちも聞いているのに、なぜ市だけこうやって配車にする考えですと言ってしまうのですか。ほかと協議しましたか。そのことを言っているだけです。これはおかしいと思います、私は。いや、それで……

(発言する者あり)

何言っているのです、これ。

(発言する者あり)

#### ○委員長

中村誠吾委員の質問は、こういう資料として出すのは拙速ではないかということの内容です。

(「確認されていません、議会と」と呼ぶ者あり)

#### ○建設部長

今のごさいますけれども、私ども平成 29 年度以降にどういった形で、これまでの除排雪に係る懇談会の中でも配車の仕方についてはいろいろと課題があるということで議論してきたつもりでございます。

その中で一つ、私どもとすると、ここに書いてありますけれども、不誠実な行為の防止、それから有効利用を図るにはやはり市でやらなければならない、やることも一つの方法ですということで話してきたつもりでございます。その中で最終的な目標は、私どもとすれば、市で配車をしなければならないですかねという話をする中で、今、中村誠吾委員がおっしゃったとおり、組合との協議も必要ですから、そういった中ですぐにはできませんけれども、来年度に向けてそういったことをやるとした場合の課題、そういったものがどういったもので解決できるのかどうか、そういったことは 1 年かけて考えていかなければならないということで私どもは書いたつもりですので、御理解いただきたいと思います。

#### ○中村（誠吾）委員

時間もありませんので、これ以上蒸し返しません。私は、今、建設部長が 1 点認めたのだと思う。拙速だと思えます、ここでいきなりこの段階で出すのは。もう少し議会に示してこういう課題があったからこういう課題について極めて市として重く受け止めるから、イニシアチブをとってこういうふうにと説明してから書くべきだと思います。何も聞いていない、いきなり市が配車をするなんて。これ以上やっても、市長も首をかしげていらっしやいますので、改めてまた私にも誤解があるのであれば話をしたいと思えますし、きちんと勉強したいと思えますけれども、そのことをちょっと強く言いましたけれども、協議があるのだと、他者、三者もいるのだということも含めて私は理解していただきたいと、物の書き方としてということの話をさせてもらって質問を終わります。

#### ○委員長

民進党の質問を終結いたします。

石田委員に移します。

---

#### ○石田委員

いつものことなのですが、私のところまで来る間にほとんど出尽くしているような感じもありますが、ちょっと一部ダブりますが、再確認という意味でも質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

#### ◎地域総合除雪のJVの構成員数について

まず、先ほどから市長からも、できることなら今までどおりやはり 4 社ということにはまだこだわっていらっしやるといふ部分は先ほどから拝見しているのですが、先日の新聞にも、昨日ですか、出ましたね。「森井市長、4 社以上案断念」といふふうに出ておりました。私は記事を読んでいて、昨年同様の状況も同じく後半のほうで説明してありまして、あの記事だけ読みますと、どうもまたその業者の方々のいろいろな理解が得られない、反対の意見で入札が成り立たないというような意味にもとれるような、そういう記事だったわけですが、ここは一つお聞きしておきたいのですが、先ほどから何回も出てきているように、春に行った入札に対して参加希望業者を募ったところ

27 社しかなかったということで、これはどう考えても七つのステーションで割れば 4 社いかないわけで、全く物理的に無理だったのでやむを得ず 3 社以上にしたという私は理解をしているのですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

#### ○（建設）雪対策課長

地域総合除雪の J V の構成員数につきましては、市としましては、多くの企業に参加していただきたい。これは本当に多くの企業に参加していただきたいという気持ちがありました。ただ、今年度、物理的には 27 社しか参加意向が確認できなかったために可能なのは 3 社という形ということもございまして、3 社以上といたしました。

#### ○石田委員

そういうことで、あの記事を読む限り何となく、また業者の反発が予想されるので 3 社にしてみたいにも読み取れたものですから、私はここではっきり今回は、今年度に限り、物理的に無理なのでもう 3 社にせざるを得なかったというふうに私は解釈しておりますので、できればそういう共通の理解ができればと思ってあえて質問させていただきました。

#### ◎貸出ダンプ制度の検討について

それから、続いてですけれども、地域総合除雪の入札においては、事前に必ず登録の書類をいっぱい出していたくことになっております。これは、この間の除排雪に係る懇談会の中でも出てきた話ですけれども、ある業者が登録して 2 年間は有効なのですが、その途中で何かペーパー会社のような状態になった会社があって、それも平気で参加されていたという現実があったものですから、私は、例えばこの貸出ダンプ制度においても各組合からそのような登録企業の情報というのも必要ではないかというふうに思っているのです。組合の事務所のあり方とか、それから構成員の会社の情報とか、そういったことをやはり毎年シーズンが始まる前にきちんと精査した上で、ダンプトラックの配車なりそういうふうに進んでいくということはどうなのでしょう、考えていただけるのかどうなのか、見解をお聞きしたいです。

#### ○建設部安田次長

今回の資料を再度御確認いただきたいと思います。貸出ダンプの配車方法のところの平成 28 年度で書いてございます。このところに黒い点が三つございまして、三つ目です。「組合で貸出ダンプの対象範囲の遵守、適切な運搬量や運搬速度などを各トラック業者に指導できる体制を確立させる」とございます。これにつきましては、人員を含め、そういう指導できる体制、また、しっかりした体制をとれるような形で小樽市から仕事を受けるわけですから、そういう体制がとれる業者ということでの今回は方向性を、市としてこういうふう考えているということを示しております。具体的な部分については、先ほど J V のほうでは運転手についてはかなり経歴とかデータをいただくということを示しましたが、まだ貸出ダンプについてはそこまで踏み込んでございません。今、方向としてはこのような形で組合についてもきちんとした体制をとれるようにというのを考えているところでございます。

#### ○石田委員

いずれにしても、貸出ダンプのほうについてはまだもうちょっと時間がございますから、たぶん第 3 回定例会あたりにはまた出てくるのかと思いますけれども、それでは次の質問に移ります。

#### ◎除雪業務体制について

今回のから外れますが、秘書課参加がおやめになるときに置いていった報告書の中から 2 点、昨年は一応目標にしていた事柄の中に、各ステーションに担当者を常駐させるという目標があったはずなのですが、その結果報告の中に毎日行くようにはしたが常駐ではなかったという結果報告が出てきているのです。常駐する必要があるのかないのかというのは、私は今この段階ではわかりませんが、当時常駐をさせてどういう業務をさせようとしていたのか、お聞かせ願います。

○（建設）雪対策課長

職員のステーションの常駐ということでございますが、業務内容につきましては、朝行って夜帰ってくるのと業務については特段変わりはないと考えております。ただ、常駐するという事は、現地にいるわけですので、パトロールも十分できるし、業者への指導、業者の管理もきちんとできるというような形で常駐というような表現をされているのかと思われませんが、朝行って夜帰ってくる体制、夕方帰ってくる体制でも、ずっとパトロールもできまじ、業者の指導等もできますので、その辺のところは逆にパトロールを強化するというところで可能になるのではないかというふうに考えております。

○石田委員

よくわかります。そうしますと、当然そのパトロールということが非常に大事になってくると思うのです。実際には、各ステーションのほうからこの担当者を通して、例えば雪対策課に、もうそろそろ排雪どうだろうかと、当然そういう流れになってくると思うのですけれども、そのためにはやはりかなり精密なパトロールが今度必要になってくると思うのです。その件について秘書課参与の報告によりますと、目標は各自毎日パトロールを実施するという目標に対して、実施することができなかった。その理由なのですけれども、パトロール車の確保が足りなかったと出ているのです。現実的に今年度については、とりあえずパトロール車の台数、それはどのようになっているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

昨年度におきましては、七つのステーションと一つの雪堆積場管理業務ということで八つの業務に対して4台のパトロール用の車を用意いたしました。2人1組で車に乗って二つの業務を見て回るというような形で進めてまいりました。パトロールにつきましては、排雪についてであったり、道路状況の確認であったりという形で大切なこととございますので、パトロール車の配備につきましては、必要台数を確保することが必要だと考えております。

○石田委員

必要台数というのは何台ですか。

○（建設）雪対策課長

業務に合わせた最大で8台の車が必要だというふうに考えております。

○石田委員

それは市の車もあれば、各業者から出てくるのも入れて計8台ということですか。

○（建設）雪対策課長

パトロール車でございますが、パトロールは市の職員が行うパトロールと業者が独自に行うパトロール、二重のチェック体制をとっておりますので、市のパトロールを行う場合には、業者の車は使用いたしません。市で用意したパトロール車でパトロールを行うということでございます。

○石田委員

しつこいようですけれども、では小樽市で用意した車だけで8台あるということですか。

○（建設）雪対策課長

パトロール車につきましては、必要台数については小樽市で用意するというふうに考えております。

○委員長

用意したいという考えで、理解でいいですね。

○建設部長

車についても、例えば除雪車ですと市が保有して貸し出すという形になっていると思うのですけれども、あと税担当の方でも、リースカーを使って、今、外勤しているような形があります。ですから、確保の仕方はいろいろあります。私どもは現在、夏に使っているパトロール車も何台か持っておりますけれども、それは当然使えるでしょ

う。けれども、それでは足りませんので、そういった形でこれからどういう形で確保するかというのはありますけれども、リース、レンタル、そういったことでも確保できますので、そういった形でしなければならないということでは、今、打ち合わせているところでございます。

○石田委員

要するに、黄色いしましものではないかもしれないけれども、一応パトロール車として使うということですね。

◎排雪について

それで、先ほどの排雪についての部分とかかわりますけれども、普通の流れでいけば、今回この文書化された部分、やはりステーション側からパトロールの結果が出てきて、そろそろここは排雪ですというところを雪対策課へ持ち込んで協議の上、こういう段取りで排雪をするということなのでしょうけれども、例えば先ほど途中で出てきましたが、市民から苦情というのでしょうか、それとも排雪のお願いというのでしょうか、そういう連絡が入った時点で市の職員の方がそこへ現実にパトロールに行きました。そのステーションから要望が上がる前にそういった市民の声で動いたパトロールの結果、即排雪が始まるというケースもあるのかなのか、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

市民の皆様から、排雪も含めて御要望等の市民の声が寄せられたときにつきましては、市でもパトロールに行くのですが、もらった時点ですぐ情報共有という形でステーションのほうにも同じ情報を流しております。ですので、市とステーションのパトロールは、ほぼ同時期に同じ箇所を二つの目で確認するという作業をしております。

○石田委員

そうであれば、この流れにのつとる形になりますね。ステーションも同時に行くということであれば、段取りとしては、やはりステーション側から排雪をお願いという流れになるということですね。はい、わかりました。

◎拡幅除雪について

最後に拡幅除雪についてお聞きしたいのですが、私は何度も建設常任委員会で発言していることなのですが、グレーダなどでかき分けをするだけではなくて、やはり道路の端々がどうしても丸くすり鉢状になって非常に危なくなる。それを回避するために、ロータリ車の活用というのが、これは以前、昔はやはりそのようなやり方をしていたそうなのです。でも、最近はどうか、昨年の状況を見ましたら、私もあちこち見て回りましたが、きちんとそれをやっていたのは、第3ステーションぐらいなのです。あとのところはなかなかロータリ車というのは排雪のときに積み込むためにある機械みたいな少し間違った解釈をされている業者が何か多くて、実際にはそのかき分け除雪した後、本来であれば置き雪も含めてロータリ車が後を追いかけるようにして、よく手稲あたりの除雪の状態を見ると、やはりそのようにやっているのですけれども、そのようになりますと、やはりいろいろ予算の問題とかあるので、その辺でどのようなお考えになっているのでしょうか、お聞かせ願います。

○（建設）雪対策課長

ロータリ除雪車の活用ということでございますが、まず1点、グレーダ等の後についてロータリ除雪を行うということにつきましては、ロータリ除雪車の台数であったり、作業時間であったり、費用の面もございまして、今のところそれは行っておりません。

また、拡幅除雪につきましては、何といたっても拡幅除雪をしなければ道路の幅員の確保が困難になりますので、それは重要な作業だと思われまして、そこにつきましては、今、第3ステーションについて評価いただきましたけれども、ほかのステーションでも評価いただけるようにきちんと業者の方々に指導したり話し合いを持っていきたいというふうに考えております。

○石田委員

そうですね。本当にやはりまだまだ業者のほうで除雪にロータリ除雪車を使うというイメージが何か少なすぎる

ような気がしましたので、これはぜひ原部のほうからよろしく御指導していただきたいと思っております。

**○委員長**

石田委員の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結

し、本日はこれをもって散会いたします。